

# 官報 号外 平成元年六月八日

## ○第一百十四回 衆議院会議録 第十九号(一)

平成元年六月八日(木曜日)

議事日程 第十九号

平成元年六月八日  
午後二時開議

一 国務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

第一 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 特定農産加工業経営改善臨時措置法案  
(内閣提出)

第八 航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件

ア 共和国との間の協定の締結について承認を求める件

承認を求める件

午後二時開議

第九 航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

承認を求める件

第十 水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第十一 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第十二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第十三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第十四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第十五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案  
(内閣提出)

承認を求める件

第十六 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

承認を求める件

第十八 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第十九 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第二十 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

承認を求める件

第十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案 (内閣提出)	日程第六 日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第十八 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第八 航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件
第十九 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第七 特定農産加工業経営改善臨時措置法案(内閣提出)
第二十 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第九 航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める件
第二十一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第十 水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二十二 國務大臣の演説に対する質疑 (前会の続)	日程第十一 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二十三 承認を求める件	日程第十二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二十四 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第十三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二十五 航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件	日程第十四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二十六 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案(内閣提出)	日程第十五 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案(内閣提出)
第二十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案 (内閣提出)	日程第十六 官報号外

午後二時三分開議  
○議長(田村元君) これより会議を開きます。

国務大臣の演説に対する質疑 (前会の続)

○議長(田村元君) これより国務大臣の演説に対する質疑を継続いたします。永末英一君。

〔永末英一君登壇〕

○永末英一君 私は、民社党・民主連合を代表し、総理の所信表明に關し質問いたします。

今やリクルート疑惑によって国民の政治不信はその極に達し、来年百年を迎える日本の議会政治は重大な危機に直面いたしております。各種の世論調査が示すように、支持政党なしの層が四割にも達しているということは、国民の怒りが單に自民党に向けられているだけではなく、与野党を含め政治家に対する不満が高まっていることは間違いないと見なくてはなりません。

昨年夏リクルート事件発覚以来政府・自民党のとつてた行動は、議会政治の運営をゆがめ、さらにリクルートにかかわった政治家たちの出處追退の醜態は、国民をあきれさせ、その憤慨を買いました。

リクルート事件に対する検察の捜査は終了宣言されましたが、それによつて政治家の道義的政治的責任が明らかになつたわけでもなく、内閣がかわつたからといって、すべてが一件落着したのでありません。国会がもし道義的政治的責任をほおかむりで済ますならば、国民は議会政治を信頼しなくなります。事件が検察の手を離れた今こそ、議会が自浄能力を發揮して、事件の解明と責任のありかを明らかにすべきであります。これを

行うのが政党的義務であります。今こそ、国民の信頼を回復するために、国会は全力を尽くさねばなりません。

私は、このような基本的立場に立つて、総理に質問をいたします。

第一に伺いたいのは、リクルート事件のけじめと真相究明についてであります。この問題は、専ら自民党の決断にかかる問題であります。

さて、今般、リクルート給汚染の中で竹下内閣が倒れ、宇野内閣が誕生いたしましたが、総理は、リクルート事件の真の原因は何だと考えておられるか。我々は、それは自民党の超長期政権における権力のおごりと綱紀の緩み、許可認可、補助金、行政指導などで引き上がった政官財の癒着、金に飽かせた議員の日常活動と選舉、特に政治家のモラルの低下があると考えております。

最近、有名なアメリカの経済評論家が、日本が黒字貿易を解消しないのは背後に特定利益誘導型の金権政治的体質が育てられてきたからだとしました。

リクルート事件に対する検察の捜査は終了宣言されたが、それによつて政治家の道義的政治的責任が明らかになつたわけでもなく、内閣がかわつたからといって、すべてが一件落着したのでありません。伊東提言と宇野総理のけじめとは露泥の相違、月とスッポンとの違いがあります。総理は、なぜ、リクルートにかかわった者のうち中曾根、竹下両

けであります。新内閣は、総理の言によれば、リクルート汚染にははつきりけじめをつけたというであります。しかし、内閣としてみれば、既に四人の閣僚がみずからリクルート社から献金を受けたことを明らかにしているではありませんか。これほど小さな組織はないと言わざるを得ません。

総理、あなたの言うけじめとは、リクルート汚染を認するという意味ですか。リクルート事件を発覚前の献金は汚染ではないとあなたは考えておられるのか。リクルートコスマス株の譲渡は事件を解消しないのか、解消しなくてもできないのか、はつきり答えられたい。

リクルート事件の捜査は終結いたしましたが、前、当時の安倍幹事長が出した自民党見解そのものであつて、国民のだれをも納得させるものではありません。あなたがリクルートとの関係排除を組閣の第一条件としたのなら、今からでも遅くはありません。組閣をやり直すことが筋道だと考へますが、総理の見解を承りたい。

自民党の伊東正義前総務会長は、本の表紙が変わつても中身が変わらないとめだと言われ、次のことときを提言されたと伝えられております。ま

ず、中曾根、竹下両政権の重要なメンバーでリクルートにかかわった者は国会議員をやめること、次に、自民党の派閥を解消することであります。伊東提言と宇野総理のけじめとは露泥の相違、月とスッポンとの違いがあります。総理は、なぜ、リクルートにかかわった者のうち中曾根、竹下両

また、総理、あなたの党役員、閣僚は派閥を離れたとおっしゃるが、派閥は一体そのままになりますか。派閥は金集めのための集団ではありませんか。百悪のもとは派閥ではないですか。なぜ派閥は、あなたが派閥の効用を認めているからと言わねばなりませんが、派閥の効用とは一体何なのでしょうか。派閥を残しておくといふことは、あなたが派閥の効用を認めているからと言わねばなりませんが、派閥の効用とは一体何なのでしょうか。

もともとこの国会は、三年前、中曾根内閣のとき、でっち上げの公選法改正で同日選挙を強行し、大型間接税は導入しませんと国民を傷つて大

けであります。新内閣は、総理の言によれば、リクルート汚染にははつきりけじめをつけたといふであります。しかし、内閣としてみれば、既に四人の閣僚がみずからリクルート社から献金を受けたことを明らかにしているではありませんか。これほど小さな組織はないと言わざるを得ません。

総理、あなたの言うけじめとは、リクルート汚染を認するという意味ですか。リクルート事件を発覚前の献金は汚染ではないとあなたは考えておられるのか。リクルートコスマス株の譲渡は事件を解消しないのか、解消しなくてもできないのか、はつきり答えられたい。

リクルート事件の捜査は終結いたしましたが、前、当時の安倍幹事長が出した自民党見解そのものであつて、国民のだれをも納得させるものではありません。あなたがリクルートとの関係排除を組閣の第一条件としたのなら、今からでも遅くはありません。組閣をやり直すことが筋道だと考へますが、総理の見解を承りたい。

我々民社党は、政府が、ロッキード事件のときのように、刑訴法四十七条ただし書きに基づき、巨悪は逃げたと伝えております。この国民の眾然としない気持ちは、これをからつとさせるのが政治の任務であります。

我々民社党は、政府が、ロッキード事件のときのように、刑訴法四十七条ただし書きに基づき、巨悪は逃げたと伝えております。この国民の眾然としない気持ちは、これをからつとさせるのが政治の任務であります。

国民党にとっては全貌は皆目わからず、マスコミは巨悪は逃げたと伝えております。この国民の眾然としない気持ちは、これをからつとさせるのが政治の任務であります。

国民党にとっては全貌は皆目わからず、マスコミは巨悪は逃げたと伝えております。この国民の眾然としない気持ちは、これをからつとさせるのが政治の任務であります。

勝を博した遺物であります。公約に反して売上税を持ち込んだが、見事失敗し、政権は竹下内閣の手に移りました。竹下内閣は、ごり押しの強行で消費税を我が党の反対を押し切って成立させましたが、リクルート疑惑の発展とともに国民の怒りの前に沈没。この間一度も国民の審判を仰いではおりません。三年前に国民から与えられた多数で、国民の拒否するものを国民に押しつけたのは、国民党はたまたものではありません。

宇野総理、あなたの使命は、この三年間の自民党政治の悪業の数々を国民の審判にさらすことです。国会を解散することがあなたの内閣の仕事です。解散・総選挙によって国民の正しい意思で国会をつくりかえることが、国民党が政治への信頼を取り戻す唯一最大の方法です。しかし、衆参同日選挙は、衆参両院の機能を同時に停止するものであり、憲法違反、行うべきではありません。ます任期切れを迎える参議院選挙をやりましょう。参議院選挙後、速やかに衆議院解散、総選挙を行い選挙は、衆参両院の機能を同時に停止するものではありません。衆参両院の機能を同時に停止するものではありません。衆参両院の機能を同時に停止するものではありません。

そこで、当面の重要な課題について質問いたしました。

その第一は、政治改革についてであります。我々も政治改革を断行し、国会の自淨能力を国民に示すため、我が党独自の提案並びに社会民主党、民社党、社民連の共同提案を既に発表いたしております。自民党的な改革案もその方向には共通するものもあります。しかし、例えば資産公開も、所得は全額でなくていいとか、本人に限定

するとか、不徹底な部分があると言わなければなりません。資産公開法、政治資金規正法改正、公選法改正については、我々野党の意見も取り入れ、自民党案にこだわらずその改正を図るべきだと考えますが、総理は自民党案で政治改革は事足りるとお考へか、見解を承りたい。

また、我々は、金のかかる選挙の現状を改革するため、選挙の公営拡大などとセットで政党への国庫補助法を制定すべきだと提案いたしておりました。もちろん、その際は、少額の個人献金以外は禁止、当然企業献金も禁止することになります。

こうした制度はヨーロッパの議会政治の国々で幅広く取り入れられ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、西ドイツ、イタリア、フランス、オランダ、オーストリアなどの諸国で実施されています。結社の自由を守りながら、一定規模の政党に國庫補助をすることは、公の存在である政党が公の資金によって支えられることであり、議会が政治・政党政治の健全な発展に寄与するものと考えておりますが、総理はこれを導入するお考へがあるのかないのか承りたい。

それは、自民党的な政治改革の一環として小選挙区制問題を取り上げていてあります。

我々は、政権交代体制づくり、政党政治の発展などから見て、将来の課題としては、比例代表制と小選挙区制との適切な組み合わせ論も検討していかねばならないと考えております。しかし、今小選挙区制を中心とする選挙制度改革に手を染めることは、問題のすりかえであり、ごまかしましていません。特に住居費、食料費、教育費、加えて公共料金などが割高です。これは結局、日本は欧米に比べ土地対策がおくれてること、農業や流通経済の近代化が進んでいないこと、勤任せ、私学任せの教育をしてきたことを立証するも

あります。これは既に国会決議で決まっていることです。竹下内閣がこれを無視してきたことは極めて遺憾であります。総理、あなたも、竹下内閣同様、無視の姿勢を取り続けられるのか。

我々は、選挙制度審議会を開いて速やかに是正すべきだと考えますが、総理の見解を承りたい。

次に、解散までの間も国政には一日の停滞も許されません。たとえつかの間であっても、国政はよりよい方向に向かわるべきであります。

私は、その意味で、国民生活にかかる問題について質問をいたします。

その第一点は、総理は国民生活の現状をどう認識されておられるのか、また、国民生活をどのようない方向に向かって改革していくこととされているのかあります。

国民の暮らしは、その昔々とした努力の結果、今日、諸外国に比べ豊かになり、一人当たりのGDPで見ればアメリカを追い抜き、世界のトップ水準に達したと言われております。しかし、その反面、生活の各面で格差と矛盾がこれほどまでに拡大しているときもないであります。

その一つは、GNPと生活水準のギャップであります。

その三は、いわゆる資産格差の拡大であります。特に近年の株と土地の高騰は、国民の生活と労働意欲に重大な悪影響を及ぼしております。経済企画庁がまとめた八八年版国民経済計算年報によりますと、八七年末の国民の総資産残高は五千三百三十八兆円で、そのうち土地と株だけでも二千百兆円に達し、前年に比べ五百兆円近く時価総額が増加しておりますが、これは同じ年のGNP三百五十兆円を大きく上回っているのであります。

しかも問題なのは、これらに対する適切な課税が行われていていますが、これは同じ年のGNNPについては一%のみなし課税というごまかしだけであり、土地税制についても、ここで説明がございましたが、土地基本法案が成立したら検討するという空約束だけです。これでは、戦後日本の

繁栄を支えてきた、まじめに勵けば報われるといふ社会的公正に基づく勤労精神は、根本から覆るではありませんか。総理はこうした状態でよいとお考えか。

また、プライバシー保護に配慮した納税者番号の導入によって株の売却益課税を正確に行うこと、国民の居住権や営業権を守りながら遊休土地に対する課税を強化することなど、抜本的な資産課税を行う決意があるかないか、明確な答弁を求めます。

質問の第二点は、消費税についてであります。消費税は実施後二ヶ月が経過しましたが、各方面で混乱が生じ、国民は、戸惑いや不安だけではなく、大きな怒りに燃えていることを総理は御存じないのですか。

第一に、食料など生活必需品まで一律に課税されているため、低所得者層などの家計を直撃しておるのであります。最近のある世論調査を見ても、消費税で負担感を持つ人は七一%に達しております。

第二に、便乗値上げが頻発し、インフレ懸念が強まっていることであります。同じ世論調査で、便乗値上げはあると答えた人は七八%に達しております。

第三に、消費者の払った税額がそのまま国庫に納められる保証がないという問題であります。この結果、長年培われてきた消費者とお店の相互信頼関係が崩れきっていることはゆゆしい重大事であります。

第四は、転嫁の保証がなく、立場の弱い業者が税を自分でかぶらなければならないという問題であります。その典型が下請いじめです。公正取引

活用するという点で合意したということは注目に値すると考えますが、総理は、エネルギーの安定供給と地球的大規模の環境対策についてどのような方針で対処せんとするのか、質問いたします。

我が農業は、農業労働力の減少と高齢化、たび重なる農産物価格の引き下げ、相次ぐ農産物輸入自由化の決定などにより極めて厳しい環境にあります。別世論調査によれば、廃止を含む抜本的なやり直しを求める声が今も猛烈と噴き上がっています。

総理は、このような消費税の現状をどう認識しておられるのか、また、この際、現行の欠陥消費税を一たん廃止してやり直せという民の声、総理はこれにいかに対処されるか、その所信を承ります。(拍手)

質問の第三点は、年金問題についてであります。政府は、保険料率の大幅引き上げ、厚生年金支給開始年齢の六十歳から六十五歳への引き上げ等を内容とする改正案を今国会に提案しておりますが、これは、国民の老後生活の実態を無視し、年金財政の観点からのみ問題をとらえた改悪案であります。政府は法案を撤回して再検討すべきだと考えますが、総理の御所見を求めます。

次に、エネルギーと環境問題について質問いたします。

エネルギーは日本経済と国民生活を支える大本であり、その安定供給は政治の重要な使命の一つであります。この見地から、石油代替エネルギーの開発導入、省エネルギーの一層の推進が不可欠であります。特に、石油、石炭など化石燃料の大消費による地球の温暖化、森林破壊、酸性雨など、地球規模での環境汚染が深刻に懸念される中で、国際エネルギー機関の閣僚理事会は二酸化炭素を排出しないという環境対策から原子力発電を

ソ連は、ゴルバチョフ書記長の一連の軍縮提案が、「新しい思考」に基づく「防衛に十分な軍事力」概念の変更を示すものと判断がありますが、それが事実であるか否かは、私は我が北方領土返還実現によって証明せられると思っておりますが、総理の見解はどうか伺いたい。

ゴルバチョフ書記長の一連の軍縮提案が、「新しい思考」に基づく「防衛に十分な軍事力」概念の変更を示すものと判断がありますが、それが事実であるか否かは、私は我が北方領土返還実現によって証明せられると思っておりますが、総理の見解はどうか伺いたい。

アメリカのブッシュ大統領は、ソ連に対する封じ込め政策の撤廃を発表いたしました。にもかかわらず、政府は、昭和五十一年決定の「防衛計画の大綱」を変更しない、しかし別表は改めるなどと言っているようですが、総理の御方針を伺いたい。

アメリカがスープーリー条約を日本に適用し、我が国を不公正貿易慣行国と決めつけ、力強く外交してくることになったことは、自由貿易主義への挑戦であり、極めて遺憾であります。アメリカの貿易赤字の削減が思うように進まないことと、日本のハイテクの進歩に対するいら立ちがその背景にあると考えられます。スープーリー条約適用に見られるようなアメリカの日本への攻勢をどう見るか、またこれにどう対処していく方針を、お答えを願いたい。

宇野総理、あなたと私とは選挙区は滋賀県と京都との隣り合わせ、四年前ほとんど同時に本院の二十五年在職記念表彰を受けた間柄であります。長年の友人として、私は、あなたが首相として多

号外報

年の抱負を実現される大役につかれたことを喜び、祝福したい気持ちになるのが当然であります。ところが、先日のあなたの所信表明演説を聞いて、なぜ今宇野内閣なのかと、喜びに涙を差すような疑惑が心にかかるのをぬぐい切れませんでした。主権者である国民の政治への信頼をどう回復させるかの先頭に立つのは、政局担当者である總理、あなた自身です。

あなたの所信表明には「裂帛の氣合」という言葉はありました。あなたが政治出直しの先頭に立つとの裂帛の気合は少しも伝わってまいりません。政局担当者としての出発点は、リクルート事件におけるけじめをどうつけるかにあります。

ところが、竹下首相の退陣、中曾根元首相の衆議院証人喚問によって既にけじめは終わっているかのよちな語調すらうかがえたのは何たることありますか。併し率子として、あなたは、心のこもらぬ言葉は彼ら人の琴線に触れ得ないことはよく御存じのはずであります。このような姿勢では、到底政治の浄化ができるはずはないでありますか。

我々民社、社会、公明、社民連の四野党は、今、自民党に取つてかわる国民連合政権樹立のため懸命の努力をいたしております。我々は、総選挙において必ず政権交代を果たさねばならぬと決意をいたしております。(拍手)

総理、あなたはあなたの政権担当の意味そのものが問われていることを十分心にとめて、国民に対し明確にお答え願いたい。(拍手)

○内閣総理大臣(宇野宗佑君) 永末委員長にお答え申し上げたいと思います。

リクルート事件に関しましての心構えでござりますが、この事件が今や政治空白化を生み、また政治不信を生んでおることは、これは万人の共通の認識でございます。また、それが政党政治あるいは議会制民主主義を危機に立たしめておるという認識も、私も持つておるものでございます。したがいまして、まずこの問題を中心としたしましての政治の大改革を行わなければならぬ、それが私の決意でございます。

そのけじめに関しまして、私は決して、内閣が誕生したからそれによつてけじめがついたなどとは毛頭考えておりません。私たちの内閣が熟意と努力によりまして国民の負託にこたえなければなりません。そのうちの一つが、こういうお尋ねでございます。

金の対象ではないか、こういうお尋ねでございますが、何度も何度もお答え申し上げましたとおり、私は、開僚選考に当たりまして一つのきわつとした基準を設けさせていただきました。

それは、やはりリクルート事件発覚前と発覚後という一つの考え方でございます。他の社会におきましても同様の一つの区切りがなされておると思いますが、しかし、政界は他の社会とは異なる。やはり政界には政界の独自の責任がある。したがいまして、前といえども、いやしくもその職務に関連しておらなかつたかどうかということが大切な問題でございます。

第二番目には、やはりそうした関連において余りにも大きな金額であったかどうかということ

も、これは我々いたしましたは関心を持たなければなりません。

しかし、組閣をする以上は、やはり私たちは適材適所ということを中心に考えていかなければなりません。派閥順送り人事というものも必要でございましょうが、それ以上に大切なのは適材適所でございます。そうした意味で、私はあらかじめ、このような方々をぜひともお迎えしたいがために、それが私の内閣に課せられた最大の課題である私はかように思つております。したがいまして、こうした問題も不退転の決意でやりたい、それが私の決意でございます。

そのけじめに関しまして、私は決して、内閣が会見等を通じて国民に明らかにしていただきたい、これが私の一つの組閣に当たつての私みずからのお教え願いたい、そしてそのことは記者会見等を通じて国民に明らかにしていただきたい、これが私の一つの組閣に当たつての私みずからのおけじめである、かよう申し上げまして、それの方々が責任を持つて自分とリクルートの関係を私に自主申告をなさいましたし、またそのことも国民に明らかにされた次第でございます。そうしたことでのひとつよろしく御理解を賜りたいと思います。

また、中曾根、竹下両政権の重要なメンバーであつた者に議員辞職を求めるべきではないか、あるいは派閥の解消を提案しないのか、いろいろのお話がございます。

これはあくまでも与党総裁としての私に対する御質問であると承つておりますが、私は、派閥について一部評価すべき点はあるが、派閥と政治はましさうが、その解散の、選挙そのものの我々に關する体質そのものを変えたい、これが私の政治改革という一つの任務であると考えておりますので、私はまず、解散は今日考えておりません。それよりも、あらゆる政治改革を断行したい、これがこの内閣の考え方でございます。(拍手)

その次に、資産公開法、政治資金規正法の改正等々ございますし、また公選法の改正もございま

ざいます。両者を我々はにらみ合わせながらそのことの推進に当たりたいと考えております。

また、議員の辞職につきましては、私は、既に本院さらには参議院で制定されておりますところの倫理綱領に基づきまして、議員は自分の名前をかけて自分自身のことは自分で決めるべきである、それを私は守つてほしいと思う次第でございます。

リクルート事件の捜査報告に關しましては、既に中間報告が終つておりますが、国会の国政調査権に對しましては、法令の許す範囲内でできる限りの協力をしなければならないと私は考えております。国会から報告の要請があった場合に、その時点での対応を検討する所存でございますが、既に本院の議院運営委員会におきましては、こうしたもの的具体的な運びが決定されておると承知いたしております。

続きまして、参院選挙後に参議院を解散せよ、こういう仰せでございます。直ちにではなくして参議院選挙後というのが永末委員長の一つのお考え方であろうと私は考えますが、はつきり申し上げまして、けじめは解散がけじめだと委員長はおっしゃいます。それも一つの物の考え方でございましょうが、その解散の、選挙そのものの我々に關する体質そのものを変えたい、これが私の政治改革という一つの任務であると考えておりますので、私はまず、解散は今日考えておりません。それよりも、あらゆる政治改革を断行したい、これがこの内閣の考え方でございます。(拍手)

ざいます。やはりお互いにそうした問題に問しましては超党派的にその認識を一つにしてからなければならぬといふことに關しましては、私は委員長とその考え方一つにするものでございます。

## 官報(号外)

既に自民党は、この国会におきまして御承知のとおり公職選挙法の一部改正法案並びに政治資金規正法の一部改正法案を議員立法として提出をいたしておりますし、なおかつ、政治倫理の確立のための国會議員等の資産等の公開に関する法律案につきましても、提案すべく取りまとめを行つておられたる問題に關しましては、やはりひとと与野党を挙げて御審議を賜りたいと思います。そして、そこでいろいろと与野党の合意点を見つけていただきまして、この国会でこれが成立するところが今日ただいまの国民の方々の要望にこたえるゆえんである、かように私は思ひますので、せひともその面の促進方に対しましても御協力のほどをお願い申し上げたいと存する次第でございます。

その次に、政党への国庫補助という問題が出ております。最近、政党に対する財政援助やそのための政党法が必要かどうか、こうしたことが論議されておりますが、さきの内閣がこしらえられました有識者会議の提言におきましても、中長期の検討課題として、「政党法、政党への公的助成の在り方」このことが掲げられております。また、私たちも、「主として国庫補助を内容とする政党法の検討にはいる。」こうしたことの大綱に示しておりますが、この問題は、もちろん国会を初め各方面の御意見を伺わなければできることではないま

せん。その動向を見守つていきたいと考えております。

私は、久しう休んでおります選舉制度審議会を続きました。小選挙区に關しましても御意見がございました。

規正法の一部改正法案を議員立法として提出をいたしましたことを先般自治大臣にお願いいたしましたが、なあか、政治倫理の確立のための国會議員等の資産等の公開に関する法律案につきましても、提案すべく取りまとめを行つて、当然ことにおきましては、今日私といたしました。

出されておる問題に關しましては、やはりひとと

早くメンバーを決め、そしてその活動を開始していただきたいということを先般自治大臣にお願いいたしましたところです。したがいまして、当然ことにおきましては、今日私といたしました。

では、大がよいか中がよいか小がよいか、こういう問題に關しましても十二分に審議会で御審議を賜ればよいものであると考えておる次第でござります。

定数は正問題につきましては、事柄の性格上、衆議院本会議の決議を踏まえまして各党で十分論議をしていただくことが重要である、私はかよう

に考えております。

続きまして、生活水準についての認識と対策、こうした問題が提案されました。

なるほどいろいろの面におきまして国際比較を厳密に行うということは、さまざまな理由から非常に困難な面があるということとは言い得ましよう

けれども、しかし、今日、我が国民の一人当たりG.N.P.が世界のトップクラスになつてゐるといふことは、さうした面においてはある程度我が國はすぐれているのではないか、こういうふうな認識を持つてもよいと思います。

しかしながら、住宅、社会資本の整備状況、労働時間、食品価格、余暇関連費用等では、御指摘

けれども伴つていない、こうしたことも私は認識しなければならないと考えております。

政府といたしましては、今後も円高メリットの浸透に努めた。そのためには、製品輸入の促進や農業等における生産性の向上や、さらに、昨年政府で決定をいたしました規制緩和の推進要綱を踏まえた公的規制の緩和を図りたいと思っており

ます。これは免許とかいろいろなことがございま

しょう。そうしたことが、言うならば流通を妨げ、流通の円滑化を防圧しているというのならば、これはやはり円高メリットは国民の懷に戻つてしまいません。そうした面におきましても、我々は十分の整備をいたしまして、流通業界におきましても競争条件の整備等によつて内外価格差の縮小に努めていきたい、かように考える次第でござります。

次に、生活の質についての認識と対策やいかんという非常に緻密な質問をいたしました。

我が国の国民生活を見ますと、失業率が比較的低い、平均寿命が高い、犯罪件数が少ない、だ

から暮らしは安全度が高い。しかし、最近いろいろな事件がございまして、甚だひんしゅくを買ひ、憂うべき事件もたくさんござります。しかし、比較するのならば、欧米先進国に比べて、そ

うした面においてはある程度我が國はすぐれているのではないか、こういうふうな認識を持つてもよいと思います。

しかしながら、住宅、社会資本の整備状況、労働時間、食品価格、余暇関連費用等では、御指摘

のよう、欧米先進国に比べました場合には劣つている面が多いということは否定できません。一層の改善に努めたいと考えております。

だから、資格格差と国民意識の認識についての政府の考え方やいかんという問題が提起されてお

ります。これ以下は非課税でありましたが、今回はすべて課税するという原則課税化の措置を講ずるなどいたしまして、適正化を図つてあるところでございま

す。

税制調査会の平成元年度の税制改正に関する答申におきましても、所得、消費、資産の間の均衡

がとれるようになつてしまふ。かくいたしまして、今御質問の趣旨に關しましては、極力その公

平化を図るべく努力をいたしております。

土地に対する課税につきましては、本国会に、

土地基本法の趣旨を踏まえまして、土地対策全般との関連におきましていろいろとお諮りいたして

ような、個人の力が及ばない外部的要因によるところが大きい、こうしたところで国民の不公平感が非常に増大しておる、こうしたことは、私たちとしても十分認識をいたしまして、その点常に国

民のサイドからの政治を推進することが必要であらうと考えております。

総合土地対策要綱に基づく地価対策に万全を期す、これが私たちの考え方でございますが、さら

に、資産課税の抜本的対策を講ずるべきではないかという御質問に対しましては、次のようにお答え申し上げたいと思ひます。

資産に対する課税に関しましては、従来から、かとという御質問に対しましては、次のようにお答

え申し上げたいと思ひます。

超短期重課制度の創設を始めておることは御承知賜つておりますし、各種の土地税制の改正をし

たことも御承知賜つておりますし、利子課税におきましては、弱者は残しましてマル優は廃止した

ときも御承知賜つております。さらに、有価証券の譲渡益に関しましては、従来五十回とか二十万株とかいろいろの制限がございまして、そ

れ以下は非課税でありましたが、今回はすべて課税するという原則課税化の措置を講ずるなどいたしまして、適正化を図つてあるところでございま

す。

申におきましても、所得、消費、資産の間の均衡

がとれるようになつてしまふ。かくいたしまして、今御質問の趣旨に關しましては、極力その公

平化を図るべく努力をいたしております。

土地に対する課税につきましては、本国会に、

土地基本法の趣旨を踏まえまして、土地対策全般との関連におきましていろいろとお諮りいたして

おりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思う次第でございます。

消費税は、おおむね円満、円滑に実施されてお

ると私は思いますけれども、やはり我が国におきましては極めてなじみの薄いものであります。それだけに、消費者やあるいは事業者の中には戸惑いがございます。不安があることも事実でございます。

今日まで、そのため、便乗値上げの防止や、あるいは円滑な、適正な税の転嫁、そうした実現に向かいまして努力を払つてしましましたが、今後もひとつ消費税が国民生活に定着するよう、幅広い視野に立つての努力が必要でございます。したがいまして、撤廃する考え方はございません。

けれども、免税点、こうした制度等の見直しは税制改革法にも規定されておるところでございます。私は、こうしたこととは、やはり全納税者の申告が一巡する来年五月末までは定着状況等を見守る必要があるとは思いますが、その間におきましても、将来の見直しに備えた各層の意見聴取、実施状況等の把握、問題点の整理、これは必要であります。したがいまして、政府税調におきましては、早速実施状況等を把握する場を設けられまして、来年五月を待たず、早日に勉強を始めてはどしあげたところでございます。

年金改正法案の撤回でございますが、これはもう御承知のとおりに、人口高齢化の進展の中で、公的年金制度が国民の老後生活を保障するその大きな柱である、その役割を果たしてほしい、だか

ら長期的に安定していくためには今回の年金改正がぜひ必要である、このことはしばしば述べてまいりましたところでございます。

しかして、今回の改正は、平成二十一年になつて初めて六十五歳、これが一つの目標でございますから、すぐに六十五歳からしか年金があたらなければなりません。

我々いたしましては、年金の国庫負担のあり方につきましても、全国民を通じての公平を期さなければなりません。そうしたことで、先般の年金改革におきましては、原則として基礎年金の三分の一に集中する、そのようなことをいたしましたが、高額所得者に有利に働くないように配慮いたしております。

また、使用者の保険料負担割合を増すことにつきましては、中小零細企業の事業主の負担能力に配慮することが必要であるから、これは適当ではない、このように考えておるところでございます。

次に、エネルギーの安定供給と地球環境保全とのバランスという問題についてのお尋ねでございますが、先般、IEAの総会がパリにおいて開かれまして、私も通産大臣も出席いたしました。日本は、御承知のとおり現在は核エネルギーを取り組んでおりまして、燃料サイクルの確立を目指して進んでおるところでございます。もちろん、核

した意味のきれいなエネルギーとしての原発を利用することに関しましても、我々いたしましては賛成の意を表してまいりましたことと既にございませんから、省エネルギーであるとか新しい技術開発、こうしたこともIEAでは大いに議論をいたしまして、私たちいたしましても、その三つがバランスをとつて地球のこの汚染を未然に防ぐような努力をしよう、こうしたことと決議してまいったということ、この際御報告を申し上げておきます。

また、使用者の保険料負担割合を増すことにつきましては、日米間ではこれはもう話しません、こういうふうに決定したことは、しばしば私からも御報告を申し上げました。

したがいまして、マルチの場においてといふで、ウルグアイ・ラウンドにおける多数国との間で議論をしましょうということになります。ガット参加国は九十五でございますから、九十五カ国がそれぞれの農産物を一つのテーブルに上げたとき、米そのテーブルで議論をしてください、これが私たちがウルグアイ・ラウンドに臨んだ基本的な姿でございます。したがいまして、そうしがれが私たちがウルグアイ・ラウンドに臨んだ基本的な姿でございます。したがいまして、そうしたことも長期的な問題の中に、日本の米は基礎的な食糧であり、同時に、安全保障という面からも特殊な事情があるということを先般強調いたしまして、このことが記録に残されました。

こうしたことを中心としてやはり私たちは頑張つていかなければなりませんが、米そのものの問題につきましては、我が国における米及び稻作の格別の重要性にかんがみまして、私た

ちは国会決議の趣旨を体し、今後とも国内産で自給するとの基本的な方針で対処をしてまいりましたこととあります。

次に、日中関係でございますが、このことも既に申し上げましたとおり、隣国の痛ましい状況に對しまして私たちは憂慮いたしております。そうした中において、多くの人命が失われましたが、特にそれらが自分の国民を守るべき軍隊の発砲によってなされたということは、人道の見地から容認得るものではありません。したがいまして、一日も速やかに、中国政府の自制によつて早く事態がおさまることを私は衷心より期待いたすものでございます。このことは、昨日、外務次官が中国大使を招致して明確に伝えました。

同時に、在留邦人の問題もございます。約八千人以上の方々がいらっしゃるわけでございますから、この方々が早く避難をしたい、こういう希望も速やかにかなえまして、邦人の身の安全を図つていくことも必要でございます。

したがいまして、私は、いろいろと申されましても、極めて慎重にこのことを運んでいた所存でございます。いやしくも隣国に対しまして、私たちは言うべきことは言う、それは必要なことはやはりおのずから自肅して、静かに語るがごとく、やはり両国の今後の安全、そして友好を保つていかなくやらならないと考えております。

幸いにも、まだ伝聞の段階でございますが、一応北京においては平静を取り戻しつつあるというお話を脳裏から耳に入つてまいりまして、こう

した点が本当ならば、我々は本当に心から歓迎しなければならない、かように考えておるところでございます。これはまだ伝聞の域を脱しません。

その次は、ゴルバチョフ書記長の北京で行われました兵力削減の問題でござりますが、この発表自体に對しましては一応評価に値すると思つておられます。

私は、先般、ゴルバチョフ書記長と一時間半、

お互にそれぞれの意見を交換しましたときに、やはりゴルバチョフ書記長がペレストロイカと

おっしゃるのならば、あるいは新しい哲学に基づくところの新しい理念をおっしゃるならば、日ソ

関係にもそれが反映されなければなりません、そ

のことを強く主張しました。同時に、沿海州にお

けるところの兵力削減は当然だが、我が領土である北方四島にも一個師団いる、これも直ちに撤兵

してほしいということを申し入れてあります。

そうした意味から、今回、極東から十二万の削

減、まだ私たちこれを確認することはなかなか

難しい問題でございましょうけれども、極東軍管

区並びにザバイカル軍管区から十二万が撤兵され

るとすれば、それは沿海州におけるところの兵力

削減につながる、かようには私たちは期待をすると

ころでござります。

北方領土問題は、ただいま申し上げましたとお

り、やはり両国において平和条約がないというこ

とは極めて不自然なことである、その平和条約の

ために北方領土を解決してほしい、そして平和条

約を結びましよう、これが変わらざる私たちの対

方針でござります。この点も十分私は書記長に

お伝えしたりもりでござります。

さらに、スーパー三〇一条のお話も出ました

が、私は先般、モスバカ商務長官、あるいはヒルズUSTRの代表等々とパリで会いました。

当時の三塙通産大臣、さらには愛野企画庁長官、

このお二方も出会わされました。そうしたところ

で、日本は今日同盟国である、にもかかわらずそ

の一方を不公正な貿易慣行の相手国だと指定する

ことは極めて遺憾である、この旨を私たちは申し述べてござります。

今後も、日米間におきましては、こうした問題はひとつ静かに私は話し合つていきたい。そして、この三〇一条がいかに今のガット体制下におきましては保護貿易主義の最たるものであるかと

いうことも、日本といたしましてはアメリカに中

し伝えなければなりません。OECDの会議におきましても、私たちはそのような発言をし、また

他のEC諸国も我々と同様の見解を持っておりま

したことをお伝え申し上げます。あくまで私は

きましても、私たちはそのような発言をし、また

他は自由貿易体制を進めていきたいと思う次第でござります。

最後に、なぜ宇野かというお話をございまし

た。

まあいろいろと御批判はございましょうが、私

も、今日ただいまといたしましては、ぜひともこの難局を突破しなければならない、そういう使命

感に燃えまして私はこの職をお預かりいたした

た。

馬場昇君、馬場昇君。

〔馬場昇君登壇〕

○馬場昇君 私は、日本社会党・護憲共同を代表

して、宇野総理大臣の所信表明に対し、国民の

声をもつて質問をいたします。

質問に入る前に、お隣の中国において、武装軍

隊によつて虐殺された数百とも数千とも言われる

学生、市民に対して、心から哀悼の意を表したい

と思います。

さて、あなたの所信表明を聞いていますと、竹

下前総理の退陣と、中曾根元総理の衆議院での証

人喚問及び自民党離党で、リクルート疑惑のけじめは終わったというような認識をお持ちではない

かと思われるところが見え隠れしておりますけれども、そのように思つていらっしゃるのでしょうか、まずはお伺いをいたしたいと思ひます。

自民党の前総務会長伊東さんは、竹下後継の總

裁就任の要請を受けられたとき、リクルート疑惑

のけじめについて幾つかの具体的な事項について提

示されましたがあなたは一体どのような条件を

めておりません。しかし、おっしゃったとおり参院選前、これになすべきであるという考え方には、私も一応評価をしなければならないだらう

といふ気持ちを抱いております。

そして、生産性の向上を図り、農業経営の安定

を確保しながら、国民の納得し得る価格での安定

供給を行うとの観点に立つてあくまでも適正に決

定していく、こういうふうなことござります。

以上であります。(拍手)

あなたは、平成元年五月七日訪中されたとき、錢外相との会談で、次の総裁・総理は伊東さんしかないと言われたと報道されていますが、伊東さ

んの主張が実現するよう努力することが、あなた

の対外発言を履行することになるのではありますか。したがつて、宇野総理、あなたは自民党

総裁として、派閥解消を直ちに実行するとともに、兄貴分であり親分である中曾根氏、そのほかに

政界引退を促すべきではありませんか。

さらに、あなたが自民党総裁として設置しよう

と考えている自民党副総裁、政治改革推進本部長

に伊東さんが固辞されたと言われていますが、そ

の理由はどこにあると思われますか。あなたに政

治改革をやる熱意も条件もないからではありませんか。

総理、リクルート疑惑のけじめは、自民党内のけじめではなく、国民に向かた、国民が納得するけじめでなければなりません。(拍手)

国民党は、中曾根元総理の衆議院の証人喚問で、

事実が明らかにならなかつたのみか、責任を秘書

と前官房長官などになすりつけて、疑惑はますま

ず深くなつたと思っております。四年前国会が全



て対応すべきであります。総理の所見を伺いたいと思います。

また、朝鮮民主主義共和国との関係改善も、自民党代表団の訪朝を控え、まさに大切な時期にあると言えますが、対朝鮮民主主義人民共和国との関係改善について、総理の取り組みの姿勢について所見を伺いたいと思います。

次に、国内の幾つかの諸問題についてお伺いいたします。

現在、物を買う人も、物を売る人も、国民のすべては、弱い者いじめの消費税、この悪税を廃止してくれと怒りを持って要求しております。商店の奥さんは、子供が百円持つて買い物に来たとき、あと消費税分の三円を持ってきなさいとはどうしでも言えないと言っています。お母さんたちは、子供が買い物に行って、消費税分の三円を持ってこいと言われて、泣きべそをかきながら帰ってきたと訴えています。また、便乗値上げは確実にあります。

総理、額に汗してまじめに働いている労働国民の怒りの声が聞こえませんか。一家の台所を預かる女性の、朝起きてから寝るまで支払われる消費税に対する気持ちがわかりませんか。寝たきりの人や子供からも、収入のない人、年金生活者からも税金を取り上げる、まさに悪魔でないと考えられないような弱い者いじめのこの消費税、まさに悪税であります。

総理は、消費税が国民の中に定着しつつあると言われるが、それは、国民を泣き寝入りさせることを前提にした言い方ではございませんか。(拍手)さきの衆参同日選挙での、大型間接税は絶対導

入しないという選舉公約違反の消費税であります。

消費税は直ちに廃止して、不公平税制の是正など、国民とともに税制改革を話し合うべきであります。総理のお考えをお聞かせください。

また、もう一つの弱い者いじめとしては、年金給付開始年齢の六十五歳への引き上げは絶対に行うべきではないと考えますが、総理のお考えをお聞かせください。

次に、農畜産物の輸入自由化問題についてお尋ねいたします。

今日の政治不信の原因の一つは、農林水産問題であります。今日ほど農民が政府・自民党に怒っているときはありません。これは、長期にわたる減反の強制、農畜産物価格引き下げ、選舉違反の、公約違反の牛肉・オレンジの輸入自由化に対して、農民の怒りが爆発したものであります。

この上、米の輸入枠設定を含む市場開放に応ずるなどということは、絶対許されません。また、いわゆる新算定方式によることしの生産者米価の大幅引き下げを、一義的に権限のない大蔵大臣があります。農業団体の主張どおり、最低、据え置きで決定すべきであると考えます。そして、食管制度の根幹を堅持すべきです。これらの点について、総理の明快なる答弁を求めます。

次に、教育問題について所信をお聞きします。リクルート疑惑が、聖域であるべき教育の場、臨時教育審議会を舞台に発生しました。起訴された政界の藤波元官房長官や官界の高石、加藤は、全部進学、就職問題にかかわっての起訴であります。

最近、子供の中に、リクルートこと、すなわち、秘書がやった、家内がやったという責任回避の遊びが流行しております。このリクルート疑惑

づく教育行政、すなわち、日の丸、君が代の国家主義、差別、選別の能力主義、教職員、児童生徒に対する管理主義、父母負担増の受益者負担主義の教育改革、それに基づく戦後最大、最悪の学習指導要領の改定は撤回し、見直すべきであります。絶対に政権政党による教育の不当な支配は行うべきではありません。

宇野総理、教育基本法にのつとつた教育行政を、二十一世紀の日本と世界のために、国民とともに忠実に実行することを約束していただきたいと思います。

次に、環境問題についてお尋ねいたします。

環境問題は、フロンガスによるオゾン層の破壊、炭酸ガス濃度の上昇による地球温暖化現象、酸性雨や熱帯雨林の喪失など、今や地球規模、宇宙規模へと環境破壊が発展して人類の生存を脅かすまでになっています。七月のパリ・サミットでは環境問題が主要議題になることが決まっていましたが、我が国外交の基調として、経済大国、技術大国として、日本の役割をどう提起しようとしているのですか、お伺いたします。

熱帯雨林の保全、再生に対する環境技術の援助を具体的にどうするのか。また、我が国の木材消費の七割を輸入に頼っているあり方反省して改め、木材は輸入しても森林は輸入できないという立場で、公共財としての我が国の森林の造成、育成に従来の政策を変更して、飛躍的な抜本的対策を講すべきであります。総理の決意のほどをお聞かせいただきます。

かせいただきたいと思います。

最後に、再び申し上げます。

現在の政治は、国民から信頼を失っておりま

す。総理の所信表明の言葉は宙に浮いて、国民は

信じていません。一体それはなぜでしょうか。

それは、あなたは、中曾根元総理を尊敬し理想として、その指導を受け、直系として政治活動を

してこられました。そのため、国民党は、宇野内閣を中曾根内閣の亞流、中曾根亞流内閣と言っています。

また、あなた自身、これまで政治不信の原因づくりに加担してきたからではないでしょうか。実際に、国民の不信任によって失脚した竹下前首相誕生した宇野内閣は、竹下院政内閣と言われております。そして、竹下内閣の路線をそのまま引き継いでいるからではないでしょうか。

あなたは、リクルート関係議員の辞職や衆参両院での証人喚問に努力を尽くしたと言えますか。

公約違反の消費税導入やその単独強行採決をストップさせるべく奔走しましたか。選舉の公約に違反して農業切り捨てを進めるのはやめよと主張されたことがあります。雇用の確保に展望が持てないときに年金支給を六十五歳から遅らせるべきではないという態度を表明されたことがあります。リクルートに汚染された臨教審に端を発する教育行政は、一度全体的に見直しをすべきではありませんか。

それにもかかわらず、これから宇野は違うのだと胸を張ることもできるのであれば、国民にそれを訴え、その支持を取りつける努力をすべきではありませんか。

宇野総理、宇野内閣のすべき任務はただ一つ、衆議院を解散して、総選挙で国民に信を問うことあります。戦後最大の汚職事件に断固たる態度をとれなかった政府が、直接国民に信を問うこともないというのであれば、金というヘドロ、坪金主義に身も心も汚染された政府・自民党のもとで、民主主義はなくなり、国民は窒息してしまうという感じのする者は、決して私一人ではないはずであります。

解散・総選挙を重ねて要求し、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣宇野宗佑君登壇〕

○内閣総理大臣（宇野宗佑君） 永末委員長に二問ばかり答弁漏れがございましたから、私から補充いたします。

日中経済関係についてでございますが、国際的イメージが大きく傷つけられたことは否めません。したがいまして、今回、中国から邦人が一時引き揚げを行いまして、経済協力についても、近く予定されておりました調査団の派遣も延期せざりと申上げました。だか、こういう状況に立ち至つてのことから、経済関係を含めまして日中関係にも大なり小なりの影響が出ることも予想される、これが今日の考え方であります。

先ほど、伝聞として、平靜化しつつあるというお話を承りました。しかしながら、また新しい情報が入りまして、いろいろと諸種の諸説紛々たるものがありということでございますから、今のところ

ろ、平靜になることを期待しながら、このような見解を表明いたしておきたいと思います。

また、ブッシュ大統領の封じ込め政策、そうしたことの撤廃するというふうに言われたから防衛大綱どうかというお尋ねがございましたが、ブッシュ大統領のスピーチは、いろいろとあちらこちらでなさっておりますけれども、封じ込め政策を超える、撤廃じゃなくて超える、こういうふうに発言をいたしております。そして、単にソ連の拡張主義を封じ込めるだけではなく、ソ連を国際社会に統合する、こういうふうに説明をいたしました。

、なおかつ、我々の軍事力は米国と同盟諸国の防衛及びソ連の拡張主義の阻止を目的とする、このように示されておりますので、これが直ちに防衛大綱の重要な点を変更しなければならない状態ではない、このようにお考え賜りたいと思いま

す。

さて、馬場さんに対しましてのお答えでございまが、政治改革に関しましては、もう私、何度も何度も申し上げました。今内閣の重点使命は政治の改革にありといたします。なおかつ、

ますが、随分と広範にわたりましてございましたが、政治改革に関しましては、もう私、何度も何度も申し上げました。今内閣の重點使命は政治の改革にありといたします。なつかつ、

た。私も離脱いたしました。そうしたことがその決意の一つである、かようにお考え賜りたいと思

います。

また、リクルート事件捜査の全容報告とい

うとしたが、これも既に議論で決まりま

したので、国会から報告の要請があらば、その時

点で対応を検討すると申し上げておきましたが、国会の国政調査権に対しまして、法令の許す範囲

内で、できるだけの協力を申し上げたいと思いま

す。

今まであなたは何度もそれを言わなかつたじやないかとおっしゃいますが、外務大臣たる者、自國のいろいろな政治空白をちよちよとして他国に論ずるべきではありません。したがいまして、私はここに立つたびに、自由民主党は深く反省を申し上げております。国民に対しましても反省の言葉を私は申し上げております。したがいまして、二度とこのようなことがないために、私たちがかった、このことをひとつ御理解賜りたいと思

ます。

なおかつ、リクルート問題に関する議員につきまして、何度も申し上げておりますが、司法上

の責任の有無にかかわらず、議員としての名譽を

重んじて、良識に基づいてみずから対処していた

だきたい、これが私の考え方でござります。

また、問い合わせでは、後継総裁の就任要請の際に条件をつけなかつたかということござります

が、私は、政治改革を断行するしかない、こういふうに考えて、そのことを要請されましたのに

で、何ら条件はつけておりません。

派閥解消を直ちに実行すべきだということです。（拍手）

派閥解消を行なう所存でござります。閣僚並

とにますが、このことも我々といたしましては十分に大切な項目であるとして、派閥の弊害除去と解消への努力を行なう所存でござります。閣僚並

びに党の役員はいずれも派閥を離脱いたしました。私も離脱いたしました。そうしたことがその決意の一つである、かようにお考え賜りたいと思

います。

また、リクルート事件捜査の全容報告とい

うとしたが、これも既に議論で決まりま

したので、国会から報告の要請があらば、その時

点で対応を検討すると申し上げておきましたが、国会の国政調査権に対しまして、法令の許す範囲

内で、できるだけの協力を申し上げたいと思いま

す。

今まであなたは何度もそれを言わなかつたじやないかとおっしゃいますが、外務大臣たる者、自國のいろいろな政治空白をちよちよとして他国に論ずるべきではありません。したがいまして、私はここに立つたびに、自由民主党は深く反省を申し上げております。国民に対しましても反省の言葉を私は申し上げております。したがいまして、二度とこのようなことがないために、私たちがかった、このことをひとつ御理解賜りたいと思

ます。

宇野の後援会長もリクルートに関連しておるで

はないか、これは既に新聞で報道されたとおりでござりますが、その会長さんは先日おやめになりましたし、また、その会は、私の事務所にあるの

ではなく、全く別のところに私の大学の同窓生がつくつておるのござります。だから、その会長

さんの献金もその会になされまして、その会から

私の献金があるわけござりますから、私とリク

ー、政治資金改正等々ござりますが、既に自民

党案が出されております。もちろん野党の皆さん

とも御協力をいただきまして、この問題の早期な

審議をお願いし、この国会において成立しますな

らば、それこそ国民が政治改革を望まれた第一段

にこたえるゆえんである、私はかように考えま

す。（拍手）

企業献金を禁止しろということです（さ）

が、企業も一つの社会的存在でございまして、企

業が行う政治活動に関する寄附がよくないと決めつけられるわけにはまいります。

また、家族、秘書の行為も政治家の責任とし

て、議員資格剥奪を含む罰則つきの政治倫理法を制定すべしということがござりますが、まず我々

は、政治倫理綱領の遵守が政治家としての資格の第一義と心得ております。さきに両院で定めまし

た行為規範、内容を充実するとともに、両院に置かれております政治倫理審査会がその機能を十分

発揮するよう、ただいま自由民主党におきましては、これに関しましても検討中でござります。

また、私に関する問題が出来ましたので、はつきりお答えいたしておきます。

宇野の後援会長もリクルートに関連しておるで

はないか、これは既に新聞で報道されたとおりでござりますが、その会長さんは先日おやめになりましたし、また、その会は、私の事務所にあるの

ではなく、全く別のところに私の大学の同窓生が

つくつておるのござります。だから、その会長

さんの献金もその会になされまして、その会から

私の献金があるわけござりますから、私とリク

ルートはどこにおきましても結びついている点は全くございません。

その次に、四閣僚のリ社献金の問題は、先ほど一つのけじめをつけるために各閣僚に自主申告をお願いした、その自主申告によりまして明らかにされたと私は思います。

その次に、政治倫理綱領を閣僚、党役員はもちろん、自民党全議員に遵守させるべきである、そういう質問でございますが、当然このことは、全国会議員は綱領の遵守をみずからに厳しく課す決意を新たにすべきであると考えております。

なおかつ、国際信用が落ちたのではないかといふお話をございますが、いろいろと政治改革につきましてはどうするかということを注目されおる、これが今日の問題でございます。

中国に対しまして断固たる制裁措置をとるべきでないかということでおきますが、これは甚だ私は隣国に対して礼を失しておるのはなかろうかと思います。やはり大切な隣国でございます。言葉も慎まなければならぬであります。感情をあらわにする必要もござりますまい。私たちは、ただ、隣国におきまして軍隊の鉄砲が国民に向けられて多くの死傷者を出したことは遺憾とする、憂慮する、このように申し上げておるような次第でございまして、既に、このことに関しましても、人道上の問題としてこのことは容認することはできませんでした、そうしたことをお伝えいたしておりますが、速やかに平静になることをやはり隣国といたしましては心から祈念いたしたいと思ひます。

北朝鮮との関係改善に関しましても、既に、前内閣以来、政府間の直接対話をできるだけ早く実

現したい、このことを申し入れておりますし、

外務委員会の諸先生方は御承知だと思いますが、旅券法の改正までそのためいたしております。したがいまして、自民党的訪朝団も今後予定されておりますが、まだ具体化されておりません。政

府といたしましても、そうした場合には側面的に協力をしていただきたい、かように考えております。まず南北朝鮮、その関係国両国のお話し合いといふことが大切であるということを申し上げておかなければなりません。しかし、私たちも、朝鮮半島の融和が図られることに対しましては、これを歓迎いたしたいと考えております。

消費税の廃止をせよという問題でござりますが、現在撤廃する考えは全くございません。

これは、御承知のとおり、将来の高齢化社会、さらには我が国が国際化になつたという立場におきまして、なお一層国民生活の充実、そして安定を図らんがためには避けて通れない税制である、こういうことで私たちが決意をした次第でござりますが、何度も申し上げておりますとおりに、我が国になじみの薄いものであることは事実でござります。

米の問題に関しましても、各国の農業問題、制度の議論がウルグアイ・ラウンドでいずれなされました。しかし、既に、このことに関しましては、耳にしなければいけない、このことを私は申し上げておる次第でござります。

また、米問題につきましては、稻作、そして米、この格別な重要性というものを十分考え方なければなりません。既に国会の決議がなされております。政府はこの国会の決議を尊重いたしましたく存じます。その趣旨を体しまして、今後とも国内産で自給するのだという基本的な方針で対処していく所存でござります。

食管制度に関しましても、米を政府が責任を持つて管理することにより、生産者に対してもその再生産を確保する、また消費者に対しましては安

して、人口の高齢化の急速な進展の中では、年金

給付の水準を維持しながら後代の負担を適正なものとしていくためには、その支給開始年齢の引き上げは避けて通れない課題であります。しかし、

ケジューを国民の前に明らかにいたしまして、十分な準備期間を設け、段階的にその実施を図る、繰り上げ年金等の措置もあわせて実施をいたしましたが、生産者米価に關しましては、稻作の一層の生産性の向上を図り、農業経営の安定を確保したい、そして、国民の納得し得る価格での安定供給を行おうとの観点に立つて適正にそのことを決めていただきたい、これが政府の基本姿勢でござります。

ただいま、臨教審にかわりまして、先般中教審が再開されました。これに対しましては、新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について審議をお願いいたしております。今後とも、教育基本法の精神にのっとりまして、国民の理解と協力を得ながら積極的に教育改革を推進してまいりたいと思います。

サミットで地球環境問題に対する取り組みをせよ、こういう仰せでござります。サミットにおきまして、地球の温暖化であるとか、オゾン層の破壊であるとか、さらに熱帯林破壊等の地球環境問題が焦点の一つになることは事実でござります。我が国といたしましては、その規模が非常に大きく、影響が国境を越え、全地球に及ぶことから、人類の共通の課題といったしまして地球環境問題に取り組みたいということを認識いたしております。

また、九月にそうした意味で環境会議を東京において行うとともに大切でございますが、とりあえずサミットにおきましては、我が国の立派な役割を果たしていかなければならないと考えております。

森林の造成、育成対策に関しましてもお尋ねがございました。

ちょうど戦後四十四年でございます。したがいまして、一たん伐採されました各山林における我々の林野、国産材が今や非常によい状況を迎えたと申し上げてもよいのではないかと思います。いわゆる国産材時代が到来した、このことが期待されております。このため、来るべき国産材時代に備えまして、木材需要の拡大とか木材産業の体质強化を図ることは当然必要でございますが、さらには造林、林道等林業生産基盤の整備に努めているところでございます。今後とも、森林・林業の振興のため、総合的な施策を強力に推進してまいりたいと存じます。

衆議院を解散して総選挙によつて国民の信を問えというのが最後のお尋ねでございましたけれども、私は、何度も申し上げておりますが、解散よりも、今国民が最も要望をされております。つまり、そのものに対しましてメスを入れなければならぬ、体质を改善しなければならない、そういう思いを強く抱いておりますから、政治改革、この改革の前進を図りたいと考えております。したがいまして、解散に関しましては全く考えておりません。

以上でございます。(拍手)

○副議長(安井古典君) 金子満広君。

【金子満広君登壇】

○金子満広君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、宇野新總理に対する基本的な政治姿勢の

問題について質問をいたします。

まず初めに、私は、中国の首都北京で、民主化を求める数万、数十万と言われる学生、市民に対する隊を突入させ、野蛮な暴行を命じし指揮した中国共産党の幹部を表して、中国共産党と中国政府当局が戦車を含む軍

によって数千に及ぶ死傷者を出した武力弾圧に対するものであります。(拍手)

同時に、私は、犠牲となられた方々及び御遺族の皆さんに、この席をかりて心から哀悼の意を表するものであります。

さて、日本共産党の名において、怒りを込めて抗議するものであります。

動乱とか暴乱を引き起こした、そして秩序を破壊した者は、北京の学生や市民ではありません。明らかにこの暴行を命令し指揮した中国共産党と中國政府当局であることは明白であります。

(拍手)

この中国の事態について、既に数多くの国々の代表が次々に中国当局に対して強い抗議と遺憾の意を表明しております。また、制裁措置をとった國もあります。ところが、總理、なぜ總理は所信表明での問題に一言も触れなかつたのか。事態は明白であるにもかかわらず、なぜそれを避けたのか、その理由を明確に答えていただきたいと思ひます。

總理、今回の中国の事態に対し日本政府がどのような態度をとるか、それはまさに我が国の外交姿勢の根本にかかわる問題であります。總理、どう

いうことで、慎重な態度が必要と言わされました。きょうも同じ答弁をされました。その安全のためこそ、流血の惨事を直ちに停止することを中国政府に申し入れるべきであります。また、かつて

さて、第二は、国内政治における總理の政治姿勢であります。

さて、第三は、中日関係の発展のために全力を尽くすことをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

我が党は、こうした原則的立場から、民主化を求める中國人民と学生に深い連帯の

意を表明するとともに、対等、平等、互恵の原則に立った健全な日中関係の発展のために全力を尽くすことをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

我が党は、こうした原則的立場から、民主化を求める中國人民と学生に深い連帯の

意を表明するとともに、対等、平等、互恵の原則に立った健全な日中関係の発展のために全力を尽くすことなどをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

さて、第一は、国内政治における總理の政治姿勢であります。

さて、第三は、中日関係の発展のために全力を尽くすことをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

さて、第三は、中日関係の発展のために全力を尽くすことをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

さて、第三は、中日関係の発展のために全力を尽くすことをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

さて、第三は、中日関係の発展のために全力を尽くすことをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

さて、第三は、中日関係の発展のために全力を尽くすことなどをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

あります。そのため、中国側は、我が党と日本の民主運動を破壊するため、暴力を含め、あらゆる干渉、攻撃を露骨にしてきたのであります。これ

に対して、日本共産党は、断固として自主独立の立場を貫いてまいりました。また、四年前、中国の側からの申し入れによつて、我が党は日中両党の会談を行いましたが、中国側はその干渉の非を

認めず、みずから提起した会談をみずから打ち切るという、民主主義の道理を国際的にも全く無視した大国主義的態度をとつたのであります。

我が党の自主独立の立場は、今後とも不動のものであります。我が党は、こうした原則的立場から、民主主義的態度をとつたのであります。

我が党は、こうした原則的立場から、民主化を求める中國人民と学生に深い連帯の

意を表明するとともに、対等、平等、互恵の原則に立った健全な日中関係の発展のために全力を尽くすことなどをここで重ねて表明しておきたいと思ひます。

リクルート疑惑のけじめなどというのは、ついたゞきの話ではありません。ますます広がっています。自民党の中からさえ、宇野体制は国民感情への挑戦ではないかという批判が公然とされていることを見ても、明らかではありませんか。

(拍手)

今や、金権腐敗政治を一掃することは、日本の政治に課せられた緊急の課題であります。ところが、総理が今積極的に推進しようとしている自民党の政策改革大綱は、改革どころか、その内容の一つ一つは金権政治の温存そのものであります。

この政策大綱は、リクルート疑惑の解明を回避しています。さまざまなものによる企業、団体からの政治献金を容認しています。それだけではありません。さらに、大綱は、金権腐敗政治の一掃を望む国民の要求を逆手にとって、これまで国民の強い反対で日の目を見なかつた小選挙区制、つまり自民党が四割の得票で八割の議席を占めるという独裁政治に道をあける小選挙区制の導入を、しかも政治改革の根本などと位置づけているのであります。また、結社の自由、政党活動の自由を抑圧する、圧迫する政党法の制定や、参議院比例代表制の廃止の方まで打ち出すという重大な内容を含んでおるのであります。

私はここで、次の五つの点について、具体的に総理の所見を伺います。

まず第一は、金権腐敗政治の最大の根源である企業や団体からの政治献金を禁止する、政治献金は個人に限定するという問題であります。

言うまでもなく、企業、団体は、憲法で投票権を保障をされていません。当たり前のことです。

政治献金は、その精神から見て、投票権を有する個人に限定すべきであります。これこそが憲法の精神に立脚するものであります。もちろん、社長であれ、従業員であれ、だれであれ、個人献金は全く自由であります。それぞれの個人が支持する政党に献金をするということは、民主主義の原則であります。

言うまでもないことがありますが、企業というものは初めから營利、もうけることを目的にしたものです。したがって、營利を目的にして活動している企業からの献金は、結局事実上のわい政治につながっていくんだということは、今回

のリクルート疑惑の実態を見ればよくわかるのであります。企業、団体からの献金を禁止するかど

うか、これは腐敗政治を一掃するかどうかの根幹にかかる重大な問題であります。(拍手)

私は、決して理想論を言っているんじゃないかもしれません。マスコミの世論調査でも、企業からの政治献金の禁止、これを求める声は、五九%の人々がそれを主張しているのであります。今や、企業、団体からの政治献金が金権腐敗政治の根源であることは、多くの国民がこれを指摘し、共通の意見になつてゐると言つても言い過ぎではございません。

総理が、真に、清潔な政治、国民の納得できるわかりやすい政治、こういうことを言ひなれば、わざと先に実行すべきことは、この企業や団体からの政治献金の禁止であります。この点については、幾たびもここで答弁がございましたが、以上の私

の質問の要点を踏まえた答弁を求めるものであります。

第二は、未公開株の譲渡という名前の献金を全

面的に禁止することであります。未公開株の譲渡が初めからわい性を持つてることは、広く指摘をされているとおりであります。我が党はこの禁止を国でも追求してきましたが、このことは

國民多数の要求であり、声あると私は確信をいたしました。この点でも総理の明快な答弁を求めるものであります。

第三は、よく言われることであります。一晩に十億とか二十億とかこういう政治献金を集めるとまで言われているとてもとても常識では考えられないようなあのパートィー券方式による金集めであります。これは厳密に禁止することであります。

第四は、大臣はもちろん国会議員の資産を公開すること、そして政治資金の収支をガラス張りにすることであります。あれやこれやの後援会を幾つもつくる、それを隠れみにして脱法行為をするようなことは断じて許さないという、こういう内容を明確にすべきだと考えます。

同時に、冠婚葬祭の名によるあの金のばらまきを禁止することであります。大体、現行の公葬法でも、選挙区内における一切の寄附行為、冠婚葬祭費から各種行事への祝い金などは、親族の場合

を除いて禁止をされているわけであります。これが実行されていません。これを厳しく実行することを明確にしていくことが今強く求められています。(拍手)

次に、リクルートとともに国民の怒りの的に

なつてゐる消費税について質問をいたします。

国民の強い反対を押し切つて、政府・自民党は、暴挙に次ぐ暴挙の積み重ねの中で、公約違反することであります。N H K その他からもこの要

求は出でていますし、国民の広範な層からこれが強

く求められています。これは主権者である国民の知る権利を保障する最小限の義務であります。証人喚問の国会中継があの紙芝居のように画面が動かなくて声だけ流れてくるというあいうやり方は、今やもう国際的にも物笑いの種であり、笑い話にさえなつてゐるであります。ガラス張りの政治ということを口にするなら、今すぐ金がかかるなくてできることは、この証言法というのをすぐもに戻すということだ。これはすぐにでもできることでありますから、総理の具体的な見解を伺いたいと思います。

今やるべきことは、これらの五項目の緊急課題を実現をし、政治浄化を求める国民の要求に直ちにこたえるべきであります。

小選挙区制をやるとか、政党法をつくるとか、参議院の比例代表制の廃止などとはもはや論外であります。選挙区制度の問題については、三年前の国会決議でその実行を義務づけているところの衆議院の定数は正を抜本的に改正する、これを今すぐやることであります。私は、その点で、まず一票の格差を一対二未満にすること、選挙区の定数は三人区から五人区を維持すること、そして、選挙区の区割りというのは同一都道府県内で行うこと、定数は現在を基準にすること、これを実行することであります。総理の具体的な見解を伺います。(拍手)

次に、リクルートとともに国民の怒りの的に

なつてゐる消費税について質問をいたします。

国民の強い反対を押し切つて、政府・自民党は、暴挙に次ぐ暴挙の積み重ねの中で、公約違反の消費税を四月一日に強引に実施をいたしまし

た。これに対する国民の怒りはますます広がっています。来る日も来る日も納税日だ、これは国民の強い指摘であります。この悪税は国民生活すべての分野にわたってきまとい、朝から晩までうるさく消費税がつきまとつてくるのであります。

これは政府・自民党がやつた消費税でありますから、こういう点を明確にしながら、しかも、總理は、所信表明でも、また先ほどの答弁でも、消費税はおおむね円滑に実施をされているなどと述べました。そこにその言葉を信じる人がいますか。やつた人ぐらいじゃないのですか。日々その怒りはどんどん広がっております。

どこでも買い物のたびに、知らない客同士の間でも、この悪税を強行した者への怒りが日々話題となっているというのが現状であります。したがって、怒りは商店街から中小企業者の間で全国各地に広がっています。こういう商店街や各種の業者団体の中で、消費税の廃止、選挙で自民党を支持せぬ決議が次々にやられていることは、総理がつて、怒りは商店街から中小企業者の間で全国

の四人家族で昨年に比べて年額わずか一万六千円です。一昨年に比べてみても七万円にすぎません。圧倒的多数の国民が差し引き大幅な増税を押しつけられております。

政府・自民党は、消費税導入について、高齢化社会のためだと随分宣伝してきました。しかし、消費税を強行した途端、どこでも指摘をされます老後の命綱である年金制度の大改悪を持ち出してきたのはだれなんですか。年金の支給開始の年齢を六十歳から六十五歳まで先送りをした。人生八十一年だ、年金生活二十年、その年金生活二十年の中の四分の一を切り捨てるということであります。総理、高齢化社会を言うならば、このような年金制度の改悪は直ちに撤回をすべきであります。

今、政府・自民党は、参議院選挙や東京都議会選挙を前にして、消費税廃止の声がどんどん大きくなっているということを意識をして、その声を恐れて、消費税の修正とか見直しとか、これをにわかに言い始めました。しかし、国民が要求しているのは、そのような修正や見直しではありません。明確に廃止そのものであります。国民の願いにこたえることこそ民主政治の基本であります。私は改めて消費税の廃止を強く要求をいたしました。総理の見解をただします。

この際、私は、農産物の輸入の自由化、特に米の問題について單刀直入に伺います。

あの牛肉・オレンジの自由化を受け入れた政

府・自民党の姿勢は、今米の自由化を誘発してい

ます。日本農業を存亡の危機に陥れようとしてい

ます。日本生協連の調査によれば、四月の家計簿から推定した平均世帯の消費税負担は、月額実に九千円になります。年間では十万円を優に超えることに世帯はどうですか。母子家庭はどうですか。減税が強要されているのが、皆さん、実態ではありませんか。やつた人ぐらいじゃないのですか。日々その恩恵は全くゼロであります。消費税の被害だけが強要されているのが、皆さん、実態ではありませんか。

そこで私は改めて次のことを総理に要求をいたします。

まず、海外に進出している大企業に対する外国税額控除制度の見直しというのをやることであります。大企業、大資産家優遇のあの不公正の税制、これを抜本的に是正することです。政府開発援助、ODAの見直しです。そして、今指摘したよろしく、世界第三位の軍事費を半減することです。

まず、海外に進出している大企業に対する外国

税額控除制度の見直しというのをやることであります。大企業、大資産家優遇のあの不公正の税

制、これを抜本的に是正することです。政府開発援助、ODAの見直しです。そして、今指

摘したよろしく、世界第三位の軍事費を半減することです。

まず、海外に進出している大企業に対する外国

税額控除制度の見直しというのをやることであります。大企業、大資産家優遇のあの不公正の税

制、これを抜本的に是正することです。政府開発援助、ODAの見直しです。そして、今指

摘したよろしく、世界第三位の軍事費を半減することです。

そこで総理、総理が米の自由化は部分的といえども、よろしいですか、部分的といえども絶対に容認しないということを、ここであれこれの言葉で煙幕を張らないで、部分的なことでも絶対やらないと断言できます。農民はそれを聞いています、見ているのですから、はつきり答えていただきます。また、いよいよ新しい米価決定の時期になつてまいりました。米価の引き下げは絶対にしないで再生産を保護すること、あわせて食糧の自給率を高めていくこと、この点について総理の見解を伺いたいと思います。

ここで私は、先般明らかにされた、一九六五年沖縄水域におけるアメリカの空母タイコンデロガの艦載機が広島型原爆の七十倍の破壊力があると言われている水素爆弾もろとも水没したあの事件について質問をいたしました。

乗組員その他の証言や航海日誌、日本の平和団体の調査でも、タイコンデロガがその後に横須賀港に寄港していることは否定できない事実であります。政府は、明白なこの積載船の寄港についても、アメリカ側から事前協議の申し出がなされました。アーリカ側から事前協議の申し出がなったから核兵器の持ち込みはないんだという開き直りを依然として行っています。しかし、このようなせりふはもう通用いたしません。

総理は、所信表明で、日米安全保障体制の堅持あるいは非核三原則の堅持を言いました。しか

し、今回明らかにされたこの水爆の事故と横須賀寄港の事実は、日米軍事同盟が核つきの軍事同盟だ、非核三原則というのは堅持されているどころか全く空文になっているということを重ねて国民の前に明らかにしたと思います。(拍手)今や、つくらず、持たず、持ち込ませずという国は、つくらず、持たずといふのはそれとしても、持ち込ませずといふのは、日本政府によって確かめずに変質をしていることを私はここで指摘しておきたいのであります。

私は、一昨年四月本院の予算委員会で、一九六六年の二月に当時のラスク米国務長官から在日ライシャワー大使あての極秘電報で、一九六〇年、既に、日米両国間に核兵器積載艦船の我が國への寄港、通過をあいまいにし容認するという秘密の合意があつたことを、解禁されたアメリカ側の公式文書に基づいて政府の見解をただしました。これに対して、當時の中曾根内閣は、その密約を否定をし、事前協議の申し出がなかつたから核兵器は持ち込まれていないといふものせりふの繰り返しで答弁を行つてきました。しかし、周知のように、核兵器に対するアメリカの国策は、核兵器がどこにあるかないか、その所在を明らかにしないことあります。核兵器の所在を明らかにしないアメリカが、どうして核兵器を積んだ船を日本の港に入れるといふことで事前協議を申し入れてきますかね。してくるはずはないじやないです。それは、過去二十九年間なかつたことであり、今後もあり得ないことです。国はである非核三原則は、核兵器の所在を言わないとするアメリカの国策に踏みにじらっているというのが現状ではありませんか。こ

ここまで来ても、総理は本当にまじめにアメリカが非核三原則を堅持すると言ひながら、もしそれが本当ならば、まず、空母タイコンデロガがアメリカを出港してベトナムで作戦をして再びアメリカに戻つていったあの航海日誌の全容の提出をアメリカ政府に要求して、これを入手し、天下に公表すべきであります。これは、国の安全に責任を持つべきであります。

しかし、おおい事態を確認いたしましたので、私といたしましては、中国政府の軍隊が国民党に鉄砲を向けたということは甚だ遺憾なことであり、これは人道上許容される問題ではない、しかし隣国でございますから速やかに平靜にあの混乱願う唯一の被爆国の国民の名において、このことを強く要求をいたします。(拍手)

○副議長(安井吉典君) 金子君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。  
○金子満広君(続) 最後に、発足当時から民意の支えのないこの内閣に国民が望む政治改革ができるなどと期待をかけるはありません。リクルート疑惑を解明し、直ちに衆議院を解散し、選挙で国民に信を問うこと、このことを強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

[内閣総理大臣宇野宗佑君登壇]

○内閣総理大臣(宇野宗佑君) 金子書記局長にお答えいたします。

所信表明で中国問題に言及しなかつた理由やいで事前協議を申しますかね。それは、過去二十九年間なかつたことであり、今後もあり得ないことです。国はである非核三原則は、核兵器の所在を言わないとするアメリカの国策に踏みにじらっているというのが現状ではありませんか。こ

ましたから、未確認情報のもとに我々の政治的な話をするということはいかにもこれは専らに過ぎる、かように思いましたので、あの時点では所信表明におきましても触れなかつた次第でござります。

しかし、おいおい事態を確認いたしましたので、私といたしましては、中国政府の軍隊が国民党に鉄砲を向けたということは甚だ遺憾なことであり、これは人道上許容される問題ではない、しかし隣国でございますから速やかに平靜にあの混乱願う唯一の被爆国の国民の名において、このことを強く要求をいたします。(拍手)

したがいまして、中国に抗議するかというお話をございますが、私たちは一日も早く事態が正常に復することを期待いたしておりますから、抗議はいたしません。

また、企業献金の禁止に関してでございま

すが、企業も一つの社会的な存在でござります。当然企業が行う政治活動に関する寄附がよくないと決めてかかるのは適当でないと私は思います。また、亜流内閣ではないか、院政をしかれていたのではないかといふ話もございましたが、私は亜流内閣ではありません。また、院政を受ける内閣でもありません。

株取引の禁止という問題に関しましては、既に政治資金の運用方法の制限規定を設けて、売却益を得る目的での株式取得を禁止することとしておりまます。冠婚葬祭に関する寄附を規制することは重要な課題である、かように考えております。冠婚葬祭に関する寄附を規制することで、自民党では、選挙区内での候補者等の寄附禁止につきましては、罰則の対象範囲の拡大や後援団体による冠婚葬祭等に対する寄附禁止などをほどをお願いします。

そして、一連の政治改革は、我々内閣がやるものと法律に従うものとがござります。その法律に従うものと法律に従うものとがござります。

従うものの中には、選挙法の改正と政治資金の改正がある。そこに、ただいまから申し上げます

ペーティーの禁止、禁止はできませんけれども、政

治資金ペーティーについての批判の中心は、行き過ぎである、かように思ひますので、ペーティー

収支の明確化をしましよう、また大口購入の禁止をいたしましよう、そういう内容に関しまして

も、既に自由民主党は国会に提出をしておる次第でござります。これもまたどうぞひとつ与野党が一致せられまして御審議を賜りまして、いろいろ

議論を整えられまして、せめて今国会中にはこれが成立することが国民の方々に対する議会として

の一つの答案である、私はかように考えておりま

すので、ぜひとも御協力のほどをお願いを申し上げます。

大臣、国会議員の資産公開、これに関しまして

も、閣僚及び政務次官は既にそのことを申し合わせております。また、全国会議員に対しましての法律案は、国会に提出すべくただいま取りまとめます。

大臣、国会議員の資産公開、これに關しまして

も、閣僚及び政務次官は既にそのことを申し合わせております。また、全国会議員に対しましての

法律案は、国会に提出すべくただいま取りまとめを行つておるところでござりますから、これも提

出次第皆様方の御審議のほどをお願い申し上げた

いと思います。

寄附禁止の強化、これも選挙法改正の中に含ま

れております。冠婚葬祭に関する寄附を規制する

ことは重要な課題である、かように考えておりま

す。冠婚葬祭に規制するには、罰則の対象範囲の拡大や後援団体による冠婚葬祭等に対する寄附禁止などを

しておられますので、ひとつ速やかな審議を私は期

しておられますので、ひどつ速やかな審議を私は期

なお、未公開株についてもお話をございました。我々政治家といふものは一般よりも情報を得やすい立場にいることを考へるのならば、未公開株の受け渡しはこれは自肅すべきである、かよう考へております。

議院証言法の改悪をもとに戻して証人喚問のテレビ放映を復活すべしというお話でございますが、これは、先般、自社公民の賛成によりまして、主要改正点の中の一つとして取り入れられたことございます。これはひとつ与野党で十分御審議されてはいかがかと存じますので、政府といつしましては、直ちに私がこれに介入するわけにはまいりますまい。

衆議院の定数是正に関しましてでございます。衆議院の性質上、衆議院本会議の決議を踏まえまして、各党間で十分御論議をしていただきたく存じます。政府といたしましても、国会の各方面の論議を踏まえながら対処いたしたいと存ずる次第でございます。

消費税の廃止に關しましても、これが豊かな長寿・福祉社会をつくるために必要な財源であるということは繰り返し申し上げております。そして、我々、経済社会に活力を与えるために設けるものであるということでございますから、廃止は考えておりません。しかしながら、やはりこれは初めてのなじみの薄い税制でございますから、国民の方々にいろいろと御異論があることは十分承知しております。それに対しましても、やはり親切にお答えしなければならないでございましょう。だから、ひとつ我々も国民の方々のいろいろな意見に耳を傾けなければならないと考えております。だから、税制調査会においては、その実情

を十分勉強していただいた上で適切に対処してほしい、これがいわゆる見直し等々に関する私たちの見解でござります。

〔副議長退席、議長着席〕

なお、外国税額控除制度については、従来の制度には国際的な二重課税の排除という制度本来の趣旨を超えた措置が行われておった問題があつたことから、さきの抜本改革の一環といたしまして、国外所得の圧縮等所要の是正策を講じたところでございます。

税負担の公平確保は、税制に対する納税者の信頼を得るために最も重要な理念の一つでございますから、従来から努力を重ねてまいりましたが、今後とも公平な税負担の実現を目指して努力を続ける所存でございます。

さらに、平成元年度予算におきましては、経費の節減合理化に努めますとともに、国民生活等に配慮し、限られた財源の重点的、効率的配分に努め、財政改革も同時にこれを強力に進めてまいります。防衛費を半減すれば出てくるじゃないかとおっしゃいますが、私たちの見解とは全くそれは大きな差があることを申し上げておきます。

厚生年金支給開始の年齢に關しましても、人口の高齢化の急速な進展の中で、給付水準を維持しながら後代の負担を適正なものとしていくためには、支給開始年齢の引き上げは避けて通れない課題でございます。男子につきましては、平成十年度から六十一歳、その後三年ごとに一歳ずつ引き上げて、二十二年に六十五歳とする、このことの御承認でございましょうから、来年からそうなるんだというようなことはひとつお間違いであるといふことをこの際申し上げておきます。

を十分勉強していただいた上で適切に対処してほしい、これがいわゆる見直し等々に関する私たちの見解でござります。

#### 〔副議長退席、議長着席〕

なお、外国税額控除制度については、従来の制度には国際的な二重課税の排除という制度本来の趣旨を超えた措置が行われておった問題があつたことから、さきの抜本改革の一環といたしまして、国外所得の圧縮等所要の是正策を講じたところでございます。

農業問題に関しましても、ウルグアイ・ラウンードでいろいろと制度やそして農業問題が議論をされております。既にこれに関しましても日本の主張は十二分にこの中に文言として入れておりますから、このことを大切にして今後対処したいと思います。

米問題に関しましては、私は、国会における決議がござります。この決議の趣旨は、自由化反対でござります。したがいまして、その決議の趣旨を体しまして、今後とも国内産で自給するという基本的な方針で対処してまいる所存でございます。

さらに、我が国の農産物自給率につきましては、食用農産物総合自給率、主食用穀物自給率では七割程度を維持いたしておりますが、穀物の自給率は三割程度となつております。これは、国土資源に制約のある我が国では、畜産に必要となる飼料穀物の大部分を輸入に依存せざるを得ないことが等によるものであろうと思ひます。しかしながら、食糧は国民生活にとって最も基礎的な物資でありますから、安定供給の確保は国政の重要な課題である。そのためには全力を傾注する所存でございます。

最後に、タイコンデロガの問題に絡みまして事前協議のお話をございました。

タイコンデロガのときには私は外務大臣でございましたが、重大な関心を有するということを表明をいたしました。いろいろな資料の提出をアメリカに今依頼中でござります。

引き上げに当たりましては、できるだけ早目にスケジュールを国民の前に明らかにいたしまして、十分な準備期間を設けて、段階的にその実施を図つてまいりたいと存じます。

農業問題に関しましても、ウルグアイ・ラウンードでいろいろと制度やそして農業問題が議論をされております。既にこれに関しましても日本の主張は十二分にこの中に文言として入れておりますから、このことを大切にして今後対処したいと思います。

また、航海日誌に関しましては、ただいま米国に照会中でございます。

最後に、金子さんからは、衆議院を解散すべしという御指摘がございましたが、やはり我々といつましても、大変な政治不信、政府の最高責任として何よりもなすべきことは、厳しい反省の上に立ちまして、国民の要望にこたえるべき政治大改革の推進並びに実施でございます。それは、内容は先ほど申し上げたとおりでございます。それをまず我々といつましてもはやつていかなければなりません。したがいまして、解散に關しましては、ただいま全く考えておりません。

以上でございます。(拍手)

○議長(田村元君) これにて國務大臣の演説に対する質疑は終了いたしました。

科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(田村元君) お諮りいたします。

内閣から、

科学技術会議議員に岡本道雄君及び佐波正一君を、

社会保険審査会委員に藤田恒雄君を、

日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、岩村精一洋君、小林庄一郎君、富谷晴一君及び福田百合子君を

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、科学技術会議議員及び日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意

を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、社会保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

〔拍手〕

事務総長辞任の件  
○議長(田村元君) お諮りいたします。

事務総長弥富啓之助君から、事務総長を辞任いたしたいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よつ

て、許可するに決しました。

〔北口博君登壇〕

○北口博君 ただいま議題となりました新技術開

発事業団法の一部を改正する法律案につきまし

て、科学技術委員会における審査の経過並びに結

果を御報告申し上げます。

本案は、科学技術に関する国際研究交流を促進するため、新技術開発事業団に新たに研究者の交

流を促進するための業務等を追加するとともに、

その名称を新技術事業団に改めるほか、所要の規

定の整備を行おうとするものであります。

その主な内容は、

まず第一に、新たな業務の追加等に伴い新技術開発事業団の名称を「新技術事業団」に改め、法律の題名を「新技術事業団法」とすることになります。

第二に、新技術事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進に関する業務を行うことを追加するとともに、業務の範囲に外国の研究者の受け入れに係る支援、外国の研究者のための宿舎の設置・運営及び国際研究交流に関する情報の提供等の業務を追加することであります。

第三に、政府は、新技術事業団に土地、建物等を出资できるようになります。

第四に、事業団の理事長の諮問機関である開発審議会の審議事項に、国際研究交流に関する重要な事項を追加することとし、これに伴い開発審議会の名称を「新技術審議会」に改め、委員の定数を五名増員することであります。

第五に、基礎的研究を実施する場合には、現行の規定では例外なく研究者の雇用、総括責任者の指定等を義務づけていますが、外国と共同して基

礎的研究を行う場合に限り、これらの規定の適用

を除外することであります。

本案は、去る二月二十一日に提出され、同日本

委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十三日官邸国務

大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質

疑に入り、慎重に審議を行い、同日質疑を終了し、討論、採決の結果、本案は多数をもって原案

のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 日程第一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本件の一部を改正する法律案を議題といたします。

同法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術委員長北口

博君。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案及び同

び同報告書

〔本号〔一〕に掲載〕

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案及び同の規定では例外なく研究者の雇用、総括責任者の指定等を義務づけていますが、外国と共同して基

礎的研究を行う場合に限り、これらの規定の適用

を除外することであります。

本件は、去る二月二十一日に提出され、同日本

委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十三日官邸国務

大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質

疑に入り、慎重に審議を行い、同日質疑を終了し、討論、採決の結果、本案は多数をもって原案

のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 日程第一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本件の一部を改正する法律案を議題といたします。

同法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長熊川次男君。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び同

び同報告書

〔本号〔一〕に掲載〕

## 〔熊川次男君登壇〕

○熊川次男君 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、人の健康に被害を生ずるおそれがある石綿等による大気汚染を防止するため、石綿その他の粉じん状の物質を「特定粉じん」とし、さらに、この特定粉じんを発生する施設を「特定粉じん発生施設」とし、特定粉じん発生施設を設置する工場または事業場について、新たに特定粉じんの規制基準を定めること。

第二に、特定粉じん発生施設の設置等に当たっては、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとし、都道府県知事は、届け出に係る計画の変更・廃止命令及び規制基準に不適合な施設に対する改善命令等を行うことができるることとするものであります。

また、事業者に対し、大気中の特定粉じん濃度の測定義務を課しております。

本案は、去る二月二十四日本委員会に付託され、五月二十三日青木環境庁長官から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、同日質疑を終了し、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 〔丹羽雄哉君登壇〕

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○丹羽雄哉君 ただいま議題となりました三法案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日程第三 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(田村元君) 日程第三、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(丹羽雄哉君) 日程第五、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(田村元君) 日程第三、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(丹羽雄哉君) 日程第五、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

本件は、パートタイマーのような短時間労働者について失業給付の特例を設けるほか、雇用安定事業と雇用改善事業の統合等を図らうとするものであります。

本案は、去る二月二十三日付託となり、五月二十三日丹羽労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了いたしましたところ、短時間労働被保険者に係る規定の見直し等について、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合より四党共同の修正案が、また、日本共産党・革新共同より修正案がそれを提出されました。採決の結果、日本共産党・革新共同提出の修正案は否決され、本案は自由民主党提出の修正案とのおり全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者等の待遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるとともに、戦没者等の遺族に特別弔慰金として額面十八万円の国債を支給しようとすることです。

本案は、去る三月二十三日付託となり、五月二十五日小泉厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案とのおり全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔〕に掲載〕

本件は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当の額を、平成元年四月以降十一万五千六百円に引き上げ、さらに同年十月以降十

一万五千六百円に引き上げることとし、特別手当

等の額についても、これに準じてそれぞれ引き上げるとともに、平成二年度以降、各種手当の改定について、完全自動車両スライド方式を導入することになります。

本案は、去る三月二十三日付託となり、五月二十五日小泉厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日についての修正案が、また、日本共産党・革新共同より修正案がそれぞれ提出されました。採決の結果、日本共産党・革新共同提出の修正案は否決され、本案は自由民主党提出の修正案とのおり全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に附帯決議を付することに決しました。

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者等の待遇の改善を図るために、

障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるとともに、戦没者等の遺族に特別弔慰金として額面十八万円の国債を支給しようとすることです。

本案は、去る三月二十三日付託となり、五月二

十五日小泉厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案とのおり全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に附帯決議を付することに決しました。

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

○議長(田村元君) 三案を一括して採決いたしました。

三案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

○議長(田村元君) 日程第六、日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長島村宣伸君。

○島村宣伸君 登壇  
日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔一〕に掲載〕

○島村宣伸君 ただいま議題となりました日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

新幹線鉄道につきましては、国土の総合的かつ普遍的開発に重要な役割を果たすものとしてその整備が進められてきたところであります。現在、整備計画が定められておりますが、現

つきましても、国土の均衡ある発展、地域の振興開発等に資するものとして沿線地域の強い要望があつたところであり、今般、北陸新幹線高崎―軽井沢間につきまして、平成元年度からその建設に

本格的に着工する運びとなっております。

本案は、新幹線鉄道の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、国が当該事業を行なう日本鉄道建設公團に対し、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める資金の貸し付けを行うことができる」ととどめ、新幹線鉄道保有機構が同公團に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について交付金を交付することができる」ととする等、所要の規定を整備しようとするものであります。

本案は、三月二十八日本委員会に付託され、五月二十三日佐藤運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、引き続き質疑を行いました。その質疑の主な事項を申し上げますと、新幹線鉄道の整備計画、整備財源及び資金配分並びに並行在来線の取り扱い等についてであります。その詳細は委員会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、去る二月二十三日提出され、三月六日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十三日羽田農林水産大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同日質疑を終局し、討論を行い、採決を行ひ、翌二十四日参考人から意見を聴取いたしました。結果、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○近藤元次君 登壇  
特定農産加工業経営改善臨時措置法案及び同報告書

○島村宣伸君 ただいま議題となりました特定農産加工業経営改善臨時措置法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、先般の日米協議等により、牛

肉・かんきつ、農産物十二品目について、輸入数量制限の撤廃、輸入アクセスの改善等が決定されたところであります。

本案は、今回の自由化措置等に伴う農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者が新たな経済的環境への円滑な適応を図るため、その経営の改善を促進するための

金融、税制上の支援措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月二十三日提出され、三月六日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十三日羽田農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行ひ、翌二十四日参考人から意見を聴取いたしました。同日質疑を終局し、討論を行い、採決を行ひ、翌二十四日参考人から意見を聴取いたしました。結果、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○近藤元次君 登壇  
特定農産加工業経営改善臨時措置法案及び同報告書

○島村宣伸君 ただいま議題となりました特定農

産加工業経営改善臨時措置法案につきまして、農

林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、今回の自由化措置等に伴う農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者が新たな経済的環境への円滑な適応を図るため、その経営の改善を促進するための

金融、税制上の支援措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月二十三日提出され、三月六日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十三日羽田農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行ひ、翌二十四日参考人から意見を聴取いたしました。結果、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○近藤元次君 登壇  
特定農産加工業経営改善臨時措置法案及び同報告書

○島村宣伸君 ただいま議題となりました特定農

産加工業経営改善臨時措置法案につきまして、農

林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、今回の自由化措置等に伴う農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者が新たな経済的環境への円滑な適応を図るため、その経営の改善を促進するための

結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。  
委員長の報告を求めます。外務委員長相沢英之君。

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書  
〔本号〔1〕に掲載〕

〔相沢英之君登壇〕

○相沢英之君　ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国とオーストリア共和国との航空協定は、昭和五十四年以来、オーストリア側より累次にわたり定期航空路開設の希望が表明されておりましたが、昭和六十三年十一月から両国政府間で協定締結の交渉を行った結果、平成元年三月七日ウイーンにおいて署名が行われたものであります。

また、我が国とトルコ共和国との航空協定は、昭和四十九年以来、トルコ側より種々の機会に定期航空路開設の希望が表明されておりましたが、昭和六十三年十月から両国政府間で交渉を行った結果、平成元年三月八日東京において署名が行なわれたものであります。

両協定の内容はほぼ同様のものであります。我が国とオーストリア及びトルコとの間の定期航

空業務を開設するため、業務の開始及び運営についての手続及び条件、相干国の空港及び施設の使用料についての最惠国待遇及び内国民待遇の許与、燃料等に対する関税の免除、運賃決定に関する手続、民間航空の安全を保護するための措置等についてそれぞれ規定するとともに、付表において指定航空企業が運営する路線を定めております。

両協定は、去る三月十七日にそれぞれ外務委員会に付託され、五月二十四日両件について宇野外務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行ない、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君)　両件を一括して採決いたしました。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君)　御異議なしと認めます。よつて、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第十　水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(出)  
日程第十一　民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(田村元君)　日程第十、水資源開発公団法の一部を改正する法律案、日程第十一、民間都市開発の推進に関する特別措置法

開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。  
委員長の報告を求めます。建設委員長東家嘉幸君。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案及び民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔2〕に掲載〕

〔東家嘉幸君登壇〕  
〔東家嘉幸君登壇〕

○東家嘉幸君　ただいま議題となりました両法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、水資源開発公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、水源地域の持つ豊かな自然環境に対する国民のニーズにこたえ、水資源開発施設の有効利用を図ることにより、地域経済の活性化、内需の拡大等に資するため、日本電信電話株式会社の株式の売却払い戻し收入に基づく国の無利子貸付制度を拡充し、水資源開発公団が収益回収型の資金を活用して水資源開発施設等の整備ができることとしようとするものでございます。

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託され、五月二十四日内閣土木長官から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、採決の結果、本

案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君)　起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、日本電信電話株式会社の株式の売却払い戻しの活用により、民間事業者が行う公共の用に供する施設の整備に関する事業の促進を図るために、都市計画区域以外の区域において行われる河川等の公共施設の整備に関する事業で、都市機能の維持及び増進に寄与するものを、民間都市開発推進機構の無利子貸付制度の対象に加えようとするものであります。

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託され、五月二十四日小此木建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君)　これより採決に入ります。

まず、日程第十につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君)　御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

## 日程第十二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出) ○議長(田村元君) 日程第十二、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する法律案を議題といたします。公職選挙法改正に関する法律案を議題といたします。

○議長(田村元君) 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔福島譲二君登壇〕

○福島譲二君 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における公務員給与の改定及び物価の変動等にかんがみまして、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであります。

その主な内容の第一は、投票所経費、開票所経費、選舉公報発行費、ポスター掲示場費等の基準額を改めようとするものであります。

第二は、ポスター掲示場費について、候補者数が十三人以上の場合には所要の額の加算を行おうとするものであります。

本案は、去る二月二十七日本特別委員会に付託され、五月二十四日坂野自治大臣から提案理由の

厚生大臣 小泉純一郎君 農林水産大臣 堀之内久男君 通商産業大臣 梶山 静六君 運輸大臣 山村新治郎君 郵政大臣 村岡 兼造君 労働大臣 堀内 光雄君 建設大臣 野田 稲君 自治大臣 坂野 重信君 國務大臣 井上 吉夫君 國務大臣 行彦君 國務大臣 越智 通雄君 國務大臣 塩川正十郎君 國務大臣 中村喜四郎君 國務大臣 野中 英二君 國務大臣 山崎 拓君 國務大臣 山崎 竜男君 國務大臣 伊東 正義君 國務大臣 古賀 誠君 國務大臣 菊池福治郎君 國務大臣 村田敬次郎君

（政府委員退任） 一、昨七日、宇野内閣総理大臣から田村議長あて、第百十四回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

（官職名） 記

（異動前） 官職名 氏名 官職名 年月日

（異動後） 年月日

内閣法制局長官 味村 治（退職） 平元・六・三

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

補欠

伊東 正義君

古賀 誠君

環境委員

辞任

補欠

村田敬次郎君

玉沢徳一郎君

予算委員

辞任

補欠

江口 一雄君

中山 成彬君

議院運営委員

辞任

補欠

三原 朝彦君

北村 直人君

辯任

補欠

石橋 大吉君

早川 勝君

内閣法制局長官 味村 治

（政府委員任命）

辯任

補欠

一、昨七日、宇野内閣総理大臣から田村議長あて、七日議長において承認した味村治を、同日

（總務委員） 第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知を

受領した。

林 大幹君

伊東 正義君

伊東 正義君

## (特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 土地問題等に関する特別委員

## 辞任

坂井 弘一君 蔡仲 義彦君

## 補欠

リクルート問題に関する調査特別委員

## 辞任

坂井 弘一君 日笠 勝之君

## 補欠

## (質問書提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
文化財防災対策及び文化財保存対策の充実に関する質問主意書(辻第一君提出)

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

平成元年六月八日 衆議院會議錄第十九号(一)

# 官報号外

○第一百十四回 衆議院会議録 第十九号(二)

平成元年六月八日

[本号] [参照]

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成元年二月二十一日

内閣総理大臣 竹下 登

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案  
新技術開発事業団法の一部を改正する法律案  
新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十  
二号)の一部を次のように改訂する。  
題名を次のように改める。  
新技術事業団法  
目次中「開発審議会」を「新技術審議会」に改め  
る。  
第一条中「新技術開発事業団」を「新技術事業団」  
に、「行うほか」を「行うとともに」に、「普及する」  
こと」を「普及するほか、科学技術(人文科学のみ)  
に係るもの」を除く。以下同じ。に関する試験研究  
に係る国際交流(以下「国際研究交流」という。)  
促進に関する業務を行うこと」に改める。  
第二条第一項中「(人文科学のみに係るもの)を除  
く。以下同じ。」を削る。  
第三条中「新技術開発事業団」を「新技術事業団」  
に改める。  
第五条に次の三項を加える。  
4 政府は、事業団に出資するときは、土地、建  
物その他の土地の定着物又は物品(次項におい  
て「土地等」という。)を出資の目的とすることが  
できる。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案  
新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十  
二号)の一部を次のように改訂する。  
題名を次のように改める。  
新技術事業団法  
目次中「開発審議会」を「新技術審議会」に改め  
る。

五 國際研究交流に関する支拂、外國の研究者の受入

に係る支拂、外國の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進す

るための業務(科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。)を行うこと。

六 國際研究交流に関する情報収集し、整理

し、及び提供する業務(科学技術庁の所掌事務に係るものに限る。)を行うこと。

第三十条の二第一項中「基礎的研究」の下に「外國の政府又は公共的団体、國際機関その他總理府令で定める外國の団体とのみ共同して行うもの」を除く。」を加える。

第三十四条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条第二項中「つけなければならない」を「付けなければならぬ」に改め、同条に次の一項を加え

る。

第三十五条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条第二項中「つけなければならない」を「付けなければならぬ」に改め、同条に次の一項を加え

る。

第三十六条第一項第六号中「開発審議会」を「新技術審議会」に改める。

第三十七条第一項中「専務理事及び理事」を「及び専務理事に「監事」を「理事及び監事」に改める。

第三十八条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第三十九条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十一条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十二条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十三条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十四条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十五条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十六条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十七条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十八条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

第四十九条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改める。

(所得税法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「新技術開発事

業団 新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)」を「新技術事業団」

に改める。

第一第一号の表

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第三十五

号)別表第一

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五

号)別表第二

五 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表

六 第三第一号の表

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改訂する。

第七十二条の四第一項第三号中「新技術開発

事業団」を「新技術事業団」に改める。

第七十三条の四第一項第十三号中「新技術開

発事業団」を「新技術開発事業団」を「新技術開

發事業団が」「新技術事業団が」「新技術開

發事業団法」を「新技術事業団法」に改め、「第二十八条第一

号」の下に「又は第五号」を加える。

第三百四十九条の三第二十六項中「新技術開

發事業団が」「新技術事業団が」「新技術開

發事業団法」を「新技術事業団法」に改め、「定め

るもの」の下に「及び新技術事業団が所有し、か

つ直接同条第五号に規定する業務の用に供する

家屋」を「政令で定めるもの」を加え、「前条」を「前二条」に、「当該償却資産」を「当該固定資産」に改める。

第八条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第

四十九号)の一部を次のように改訂する。

第一回

官報号外

第四条第三十号中「新技術開発事業団」を「新技術事業団」に改める。

#### 理由

科学技術に関する国際研究交流を促進するため、新技術開発事業団に研究者の交流を促進するための業務等を行わせることとし、その名称を新技術事業団に改めるほか、所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、科学技術に関する国際研究交流を促進するため、新技術開発事業団に新たに研究者の交流を促進するための業務等を追加するとともに、その名称を新技術事業団に改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 名称等  
2 目的及び業務の範囲  
3 政府の出資

新技術事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進に関する業務を行ふことを追加することともに、業務の範囲に外国の研究者の受入れに係る支援、外国の研究者のための宿舎の設置・運営、国際研究交流に関する情報の提供等の業務を追加すること。

政府は、新技術事業団に土地、建物等を出資できるようすること。  
4 新技術審議会の権能及び組織  
5 事業団の理事長の諮問機関である開発審議会の審議事項に、国際研究交流に関する重要な事項を追加することとし、これに伴い開発審

議会の名称を「新技術審議会」に改め、委員の定数を五名増員すること。  
6 基礎的研究の実施

基礎的研究を実施する場合には、現行の規定では例外なく研究者の雇用、総括責任者の指定等を義務付けているが、外国と共同して基礎的研究を行う場合に限り、これらの規定の適用を除外すること。

#### 二 議案の可決理由

本案は、わが国における科学技術に関する国際研究交流を一層促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

#### 三 本案施行に要する経費

平成元年度一般会計予算に国際研究交流を促進するための体制整備に必要な経費として四億一千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十三日

衆議院議長 原 健二郎殿

科学技術委員長 中川 秀直

大気汚染防止法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

平成元年三月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

大気汚染防止法の一部を改正する法律

(特定粉じんの規制基準)  
の一部を次のように改正する。  
目次中「第十八条の五」を「第十八条の十三」と改める。

第二条第六項を同条第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

7 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるも

のうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

第二条第五項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんを」を「一般粉じんを」に、「粉じんが」を「一般粉じんが」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

第十八条の見出し、同条第一項及び第二項、第十九条の二第一項、第十八条の三並びに第十八条の四中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第十八条の五を次のように改める。  
(特定粉じんの規制基準)

第十八条の五 特定粉じんに係る規制基準(以下この章において単に「規制基準」という。)は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんで工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線ににおける大気中の濃度の許容限度として、総理府令で定める。

第二章の二中第十八条の五の次に次の二項を加える。  
(特定粉じん発生施設の設置等の届出)

第十八条の六 特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地  
三 特定粉じん発生施設の種類  
四 特定粉じん発生施設の構造  
五 特定粉じん発生施設の使用の方法

二 前項の規定による届出には、特定粉じん発生施設の配置図、特定粉じんの排出の方法その他総理府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

三 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を

4 第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。  
(経過措置)

第十八条の七 一の施設が特定粉じん発生施設となつた際に現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させるものは、当該施設が特定粉じん発生施設となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。  
(計画変更命令等)

第十八条の八 都道府県知事は、第十八条の六第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に對し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する

計画の変更（同条第三項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は同条第一項の規定による届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する実施の制限）

**第十八条の九 第十八条の六第一項の規定による届出をした者又は同条第三項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定粉じん発生施設を設置し、又はその届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の変更をしてはならない。**

**（規制基準の遵守義務）**

**第十八条の十 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんを工場又は事業場から大気中に排出し、又は飛散させる者（以下「特定粉じん排出者」という。）は、規制基準を遵守しなければならない。**

**第十八条の十一 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が規制基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。**

**（特定粉じんの濃度の測定）**

第十八条の十二 特定粉じん排出者は、総理府令で定めるところにより、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

**（適用）**

**第十八条の十三 第十条第二項の規定は、第十八条の九の規定による実施の制限について準用する。**

**第十九条及び第十二条の規定は、第十八条の六第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をした者について準用する。**

**第三十三条第二項の規定は、第十八条の四及び第十八条の十一の規定による命令について準用する。**

**第十六条第一項中「若しくは粉じん発生施設を設置している者に対し」を「一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者に對し」、「粉じん発生施設の状況」を「一般粉じん発生施設の状況」に、**「若しくは粉じん発生施設を設置している者」を「一般粉じん発生施設その他の」に改める。****

**第十七条第二項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、**「特定物質又は一般粉じんに對し」を「粉じん発生施設を設置している者の工場」を「一般粉じん発生施設その他の」に改め。****

**第三十三条中「又は第十四条第一項若しくは第十五条」を「第十四条第一項若しくは第三項、第十八条の八又は第十八条の十一」に、**「二十万円」を「五十万円」に改める。****

**第三十四条中「五万円」を「二十万円」に改め、同一条第一号中「又は第八条第一項」を、第八条第一項又は第十八条の六第一項若しくは第三項に改め。**

**第三十五条中「五万円」を「十万円」に改め、同一条第一号中「又は第十八条の二第一項」を、第十八条の五第一項において「」を「第十八条の十三第二項において第十一条」に改め、**同一条第一項又は第十八条の二第一項若しくは第十八条の六第一項若しくは第三項」に改め。****

**（施行期日）**

**1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七項中特定工場における**

**第二十九条中「ばい煙処理施設の整備を促進することにより、大気の汚染の防止に資するため、**ばい煙処理施設**」を「工場又は事業場における事業活動に伴い発生するばい煙若しくは特定粉じんに活動に伴い発生するばい煙若しくは特定粉じんに**

**よる大気の汚染の防止のための施設」に改める。**

**第三十二条中「並びに粉じん発生施設以外の粉じん」を「一般粉じん発生施設以外の粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させる施設について、その施設において発生し、又は飛散する一般粉じんの大気中への排出又は飛散に関し、特定粉じん発生施設について、その特定粉じん発生施設において発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散に関し、並びに特定粉じん発生施設以外の特定粉じんに、その施設から排出され、又は飛散する粉じんについて」を「その施設において発生し、又は飛散する特定粉じんの」に改める。**

**（経過措置）**

**1 この法律の施行前にされた改正前の第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第二項又は第十八条の五第一項において準用する第十一條若しくは第十二条第三項の規定による粉じん発生施設に係る届出は、それぞれ、改正後の第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する第十一條若しくは第十二条第三項の規定による粉じんの」に改める。**

**2 第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項又は第十八条の五第一項において準用する第十一條若しくは第十二条第三項の規定による粉じん発生施設に係る届出は、それぞれ、改正後の第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する第十一條若しくは第十二条第三項の規定による粉じんの」に改める。**

**（施行前）**

**1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて、**地方税法（昭和二十五年法律第二百三十六号）**の一部を次のように改正する。**

**第五百八十六条第二項第一号ニ中「同条第五項に規定する粉じん発生施設」を「同条第六項に規定する一般粉じん発生施設」に改める。**

**2 この法律の施行前にした行為及び改正前の第十九条の四の規定による命令に関し、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、**なお従前の例による。****

**3 この法律の施行前にされた改正前の第十九条の四の規定による命令に該する粉じん発生施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出とみなす。**

**（地方税法の一部改正）**

**4 この法律の施行前にした行為及び改正前の第十九条の四の規定による命令に該する粉じん発生施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出とみなす。**

**5 地方税法（昭和二十五年法律第二百三十六号）**の一部を次のように改正する。

**第五百八十六条第二項第一号ニ中「同条第五項に規定する粉じん発生施設」を「同条第六項に規定する一般粉じん発生施設」に改める。**

**6 中小企業近代化資金等助成法（昭和四十一年法律第二百七号）**第三条第一項第三号の次に一

第五条ただし書中「同条第五項に規定する粉じん発生施設」を「同条第六項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第七項に規定する特定粉じん発生施設」に改める。  
 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)  
 7 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第一条中第五号を第六号とし、同条第四号中「粉じん(大気汚染防止法第二条第四項に規定する粉じんをいう。以下同じ。)」を「一般粉じん(大気汚染防止法第二条第五項に規定する一般粉じんをいう。以下同じ。)」、「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」とし、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 特定粉じん(大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。)が設置されている工場(第一号に掲げるものを除く。)

第三条第一項第五号中「前条第五号」を「前条第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第六号中「前条第四号」を「前条第五号」とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 特定粉じん(大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。)を飛散する粉じんを飛散する一般粉じんに、「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」とし、「第一号」を「第一号及び前号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 特定粉じん(大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。)を飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの(以下「特定粉じん発生施設」という。)が設置されている工場(第一号に掲げるものを除く。)

第三条第一項第五号中「前条第五号」を「前条第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第六号中「前条第四号」を「前条第五号」とし、「粉じん」を「一般粉じん」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第四号の特定工場につき、同号を同条第五号とし、同項第六号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

イ 特定粉じん発生施設の使用の方針の監視並びに特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附屬する施設の維持及び使用に關すること。

## 官報(号外)

第一条第六号に、「前条第一項第五号」を「前条第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第六号中「第二条第五号」を「第二条第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二条第四号の特定工場につき、前条第一項第四号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査、特定粉じんの濃度の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

### 理由

石綿等による大気汚染を防止するため、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定粉じんについて規制基準を定める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### (内閣提出)に関する報告書

本案は、人の健康に被害を生ずるおそれがある石綿等による大気汚染を防止するため、石綿製品等製造工場または事業場について新たな規制基準を定める等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 定義の改正
  - 粉じんのうち、石綿等政令で定める物質を「特定粉じん」、その他のものを「一般粉じん」とする。
  - 一般粉じんを発生する施設を「一般粉じん発生施設」、特定粉じんを発生する施設を「特定粉じん発生施設」とする。

### 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

2 特定粉じんに関する規制

(特定粉じんに係る規制基準は、工場または事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、総理府令で定めるものとする。

3 特定粉じんに係る規制

(特定粉じん発生施設を設置しようとする者に対し、あらかじめ都道府県知事への届出を義務付けるとともに、都道府県知事は、計画の変更または廃止を命ずることができるものとする。

4 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

5 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

6 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

7 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

8 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

9 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

10 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

11 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

12 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

13 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

14 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

15 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

16 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

17 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

18 特定粉じんの濃度の測定義務を課すものとする。

短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間でないときは、当該離職の日の一年前の日）から当該離職の日の翌日）に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者。当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数（同号に掲げる被保険者があつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

2 短時間労働被保険者に該当するかどうかの確認は、労働大臣が行う。

第十四条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項第一号中「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 被保険者であつた期間が短時間労働被保険者であつた場合における前項の規定の適用については、同項中「十四日」とあるのは「十一日」と、「一箇月として」とあるのは「二分の一箇月として」と、「一分の一箇月」とあるのは「四分の一箇月」とする。

第十六条中「次条に規定する」を削り、「百分の六十」の下に「二千四百四十円以上三十二百円未満の賃金額（その額が第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十七条第一項中「第一項ただし書」の下に「（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」を、「六箇月間」の下に「（当該最後の六箇月間に同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により二分の一箇月とし

二 異職の日以前一年間（前号に掲げる被保険者に該当する場合は、当該理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者）に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者。当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数（同号に掲げる被保険者があつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

て計算された被保険者期間が含まれるときは、当該二分の一箇月として計算された被保険者期間を「箇月」として計算された被保険者期間とした場合における最後の六箇月間）」を加え、同条第二項中「賃金額」の下に「（受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であった受給資格者に係るもの）」を除く。」を加え、同項第一号中「一百十日」とあるのは「九十日」と、同号ハ中「百八十日」とあるのは「九〇日」と、同項第三号イ中「一百十日」とあるのは「百八十日」と、同項第一号を「六箇月間」を「最後の六箇月間」に改め、同条第四項第一号を次のよう改める。

1 次のイ又はロに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつた受給資格者一千四百十円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

ロ イに該当しない受給資格者三千二百四十円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

第十八条第一項中「規定する」の下に「二千四百十円以上三千二百十円未満の賃金額及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十二条の二第一項第二号中「又は第三項」を「から第四項までのいずれか」に改める。

第三十四条第三項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第五項」に改める。

第三章第二節第一款中第三十五条の次に次の二条を加える。

（短時間労働被保険者以外の被保険者が引き続き短時間労働被保険者となつた場合等の特例）

第三十五条の二 被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間に次に掲げる事由が生じた場合におけるこの款の規定（第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十二条、第二十二条の二並びに第三十三条を除く。）の適用については、当該被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の被保険者が、

二 短時間労働被保険者となつたこと。

三 短時間労働被保険者が、短時間労働被保険者以外の被保険者となつたこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となつたものとみなす。

3 第一項に規定する場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「一年

（当該一年の期間内）」あるのは「一年と当該離職の日の翌日から引き続いて当該同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された最後の日までの期間に相当する期間（その期間が三年を超えるときは、三年とする。）とを合算した期間（当該合算した期間内）と、「の期間内の失業している日」とあるのは「内の失業している日」とする。

4 第一項に規定する場合における第二十三条、二十四条第三項及び第四項、第二十五条第四項、第二十七条第三項並びに第三十三条第四項、第二十九条第三項及び第四項の規定の適用については、これららの規定中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十四条第四項中「同条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十三条第四項中「第二十三条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十五条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」とする。

5 第一項に規定する場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「三百日」とあるのは「三百六十日」と、同号ロ中「二百四十日」とあるのは「三百六十日」とあるのは「三百六十日」と、同項第二号中「二百

三 第三十七条第一項中「第二十条第一項」の下に「（第三十五条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」を、「第二十条第一項」とあるのは「第三十五条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。」とする。

第六章第一節第一款中「第二十条第一項」の下に「（第三十五条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」を、「第二十条第一項」とあるのは「第三十五条の二第三項において同じ。」を加え、「同項」を「第三十三条第三項」に改める。

第三十七条の二第二項中「第十四条」を「第十一条第二項及び第十四条」に改める。

第三十七条の三第一項中「当該一年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引

き続き三十日以上賃金の支払を受けることがで  
きなかつた」を「次の各号に掲げる」に、「当該理  
由により賃金の支払を受けることができなかつ  
た」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の  
各号を加える。

一 離職の日以前一年間に短時間労働被保険  
者であつた期間がある高年齢継続被保険  
者、当該短時間労働被保険者となつた日

(その日が当該離職の日以前一年間にない  
ときは、当該離職の日の一年前の日の翌  
日)から当該短時間労働被保険者でなくな  
つた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間(前号に掲げる高年  
齢継続被保険者である被保険者があつて  
は、同号に定める日数を一年に加算した期  
間)に疾病、負傷その他労働省令で定める  
理由により引き続き三十日以上賃金の支払  
を受けることができなかつた高年齢継続被  
保険者、当該理由により賃金の支払を受け  
ることができなかつた日数(同号に掲げる  
高年齢継続被保険者である被保険者にあ  
つては、その日数に同号に定める日数を加え  
た日数)

第三十七条の四第一項第一号中「百五十日」の  
下に「(高年齢受給資格に係る離職の日において  
短時間労働被保険者であった高年齢受給資格者  
(次号及び第三号において「高年齢短時間受給資  
格者」という。)にあつては、百日)」を加え、同項  
第二号中「百二十日」の下に「(高年齢短時間受給  
資格者にあつては、九十日)」を加え、同項第三  
号中「百日」の下に「(高年齢短時間受給資格者に  
あつては、九十日)」を加え、同項第四  
項に「同条第四項」を「同条第五項」に改め  
る。

第三十七条の五中「高年齢受給資格者」の下に  
「(前条第一項の規定により離職したものとみな  
されて高年齢受給資格を取得した者を除く。)」

を加え、「前二条」を「第三十七条の二から前条  
まで」に改め、第三章第二節の二中同条を第三  
十七条の六とし、第三十七条の四の次に次の  
条を加える。

(短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保  
険者が引き続き短時間労働被保険者である高  
年齢継続被保険者となつた場合等の特例)

第三十七条の五 高年齢継続被保険者が同一の  
事業主の適用事業に引き続き雇用された期間  
(六十五歳に達した日後の期間に限る。)に次  
に掲げる事由が生じた場合における第十四  
条、第三十七条の三第一項及び前条(第三項  
を除く。)の規定の適用については、当該高年  
齢継続被保険者は、当該事由の生じた日の前  
日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の高年齢継続被  
保険者が、短時間労働被保険者である高年  
齢継続被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者である高年齢継続被  
保険者が、短時間労働被保険者以外の高年  
齢継続被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者における第十四条の規  
定の適用については、当該高年齢継続被保険  
者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被  
保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保  
険者となつたものとみなす。

二 短時間労働被保険者における第十四条の規  
定の適用については、当該高年齢継続被保険  
者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被  
保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保  
険者となつたものとみなす。

3 第一項に規定する場合における前条第四項  
の規定の適用については、同項中「第三十一  
条第二項」とあるのは、「第二十二条中「離職」  
とあるのは、「離職(第三十七条の五第一項の規  
定により引き続き三十日以上賃金の支払を  
受けることができなかつた短期雇用特例被  
保険者、当該理由により賃金の支払を受け  
ることができなかつた日数(同号に掲げる  
短期雇用特例被保険者である被保険者にあ  
つては、その日数に同号に定める日数を加  
えた日数)

第一項に規定する場合における前条第四項  
の規定の適用については、同項中「第三十一  
条第二項」とあるのは、「第二十二条中「離職」  
とあるのは、「離職(第三十七条の五第一項の規  
定により離職したものとみなされる場合を除  
く。)」と、第三十二条第一項とする。

4 高年齢継続被保険者が六十五歳に達した日  
以前の期間に第三十五条の二第一項各号に掲  
げる事由が生じていた場合における第十四条  
及び前条の規定の適用に関し必要な事項は、  
労働省令で定める。

第三十八条第三項中「第十四条」を「第十三  
条」に改め、「適用事業に」の下に「被保険者として」  
に改め、「雇用改善事業」を削る。

第二項及び第十四条(第三十五条の二第一項の  
規定により適用する場合を含む。)に改める。

第三十九条第一項中「当該一年間に疾病、負  
傷その他労働省令で定める理由により引き続き  
三十日以上賃金の支払を受けることができなか  
つた」を「次の各号に掲げる」に、「当該理由によ  
り賃金の支払を受けることができなかつた」を  
「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を  
加える。

(短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保  
険者が引き続き短時間労働被保険者である高  
年齢継続被保険者となつた場合等の特例)

第三十七条の六 高年齢継続被保険者が同一の  
事業主の適用事業に引き続き雇用された期間  
(六十五歳に達した日後の期間に限る。)に次  
に掲げる事由が生じた場合における第十四  
条、第三十九条第一項中「当該一年間に疾病、負  
傷その他労働省令で定める理由により引き続き  
三十日以上賃金の支払を受けることができなか  
つた」を「次の各号に掲げる」に、「当該理由によ  
り賃金の支払を受けることができなかつた」を  
「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を  
加える。

一 離職の日以前一年間に(前号に掲げる高年  
齢継続被保険者である被保険者があつては、  
同号に定める日数を一年に加算した期間)  
に疾病、負傷その他労働省令で定める理由  
により引き続き三十日以上賃金の支払を受  
けることができなかつた日数(同号に掲げる  
高年齢継続被保険者である被保険者にあ  
つては、その日数に同号に定める日数を加  
えた日数)

二 定年の引上げ、定年に達した者の再雇用  
等により高年齢者の雇用を延長し、若しく  
は高年齢退職者に対し再就職の援助を行  
い、又は高年齢者を雇い入れる事業主その  
他高年齢者の雇用の安定を図るために必要  
な措置を講ずる事業主に対して、必要な助  
成及び援助を行うこと。

三 雇用機会を増大させる必要がある地域へ  
の事業所の移転により新たに労働者を雇い  
入れる事業主、季節的に失業する者が多数  
居住する地域においてこれらの者を年間を通じて  
雇用する事業主その他の雇用に関する  
状況を改善する必要がある地域における労  
働者の雇用の安定を図るために必要な措置  
を講ずる事業主に対して、必要な助成及び  
援助を行うこと。

第六十二条を削り、第六十三条の二を第六十  
一条とする。

第六十五条中「第六十二条の二から前条まで」  
を「前二条」に改める。

第六十六条第三項第一号を第六十二条第一項  
第一号とする。

第六十五条中「四事業率」を「三事業率」に  
改め、「四事業率」を「三事業率」に改める。

第五十六条第一項中「第十四条第一項第一号」  
を「第十四条第三項第一号」に改め、同条第三項  
中「第二十二条第四項」を「第二十二条第五項」に  
改め、「適用事業に」の下に「被保険者として」  
に改め、「雇用改善事業」を削る。

第五十六条の二第一項中「第三十七条の五」を  
「第三十七条の六」に改める。

第六十一条の二第一項中「景気の変動、産業  
構造の変化その他の経済上の理由により事業活  
動の縮小を余儀なくされた場合又は雇用機会の  
減少がみられる場合における」を削り、「失業の  
予防」の下に「雇用状態の是正」を加え、同項第  
二号中「事業活動」を「景気の変動、産業構造の  
変化その他の経済上の理由により事業活動」に  
改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二  
号」を「前三号」に、「被保険者等」を「障害者その  
他の就職が特に困難な者の雇入れの促進その他被  
保険者等」に改め、同項第四号とし、同  
項第一号の次に次の二号を加える。

一 離職の日以前一年間に(前号に掲げる高年  
齢継続被保険者である被保険者があつては、  
同号に定める日数を一年に加算した期間)  
に疾病、負傷その他労働省令で定める理由  
により引き続き三十日以上賃金の支払を受  
けることができなかつた日数(同号に掲げる  
高年齢継続被保険者である被保険者にあ  
つては、その日数に同号に定める日数を加  
えた日数)

二 定年の引上げ、定年に達した者の再雇用  
等により高年齢者の雇用を延長し、若しく  
は高年齢退職者に対し再就職の援助を行  
い、又は高年齢者を雇い入れる事業主その  
他高年齢者の雇用の安定を図るために必要  
な措置を講ずる事業主に対して、必要な助  
成及び援助を行うこと。



第八条第一項中「雇用改善事業」を「雇用安定事業」に改める。

第十四条及び第二十二条中「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十五号中「雇用改善事業」を削る。

### 理由

最近における社会経済情勢の変化にかんがみ、短時間労働者についてその就業実態に応じた失業給付の特例を設けるほか、被保険者等の雇用の安定を図るための諸事業を総合的に実施するため、雇用安定事業と雇用改善事業を統合するとともに、これらの事業の財政基盤を強化するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 官 報 (号) 外

(一) 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、短時間労働者についてその就業実態に応じた失業給付の特例を設けるほか、雇用安定事業と雇用改善事業を統合し、これらの事業の財政基盤を強化するための措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 雇用保険法の一部改正

(一) 一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者に比し短く、かつ、労働大臣の定める時間数未満の労働者である被保険者を、短時間労働被保険者とすること。

(二) 短時間労働被保険者が受給資格を得ためには、被保険者期間として、賃金支払日数が十一日以上の月が一年以上必要とすること。

(二) 議案の修正議決理由

最近における社会経済情勢の変化にかんがみ、短時間労働者について失業給付の特例を設けるとともに、四事業の再編等を図ることは、時宜に適するものと認めるが、なお、法施行後六十二条の二第一項の改正規定、同法第六十二

(三) 短時間労働被保険者の賃金日額は、離職直前の六箇月間に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額を原則とし、最低額を二千四百十円とするとともに、所定給付日数は、受給資格者の年齢と被保険者であつた期間等に応じ、九十日から二百十日までの日数とする。

(四) 短時間労働被保険者については、個別延長給付のうち雇用保険法第二十二条の二に係るものは適用しないこと。

(五) 短時間労働被保険者である高年齢求職者給付保険者が失業した場合の高年齢求職者給付金の支給について、所要の特例を設けること。

(六) 雇用安定事業と雇用改善事業を統合し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るための各般の事業を総合的、一体的に行うこと。

### 2

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

現在、雇用安定資金の残高について、四事業に係る保険料収入と同額まで確保できることとされているものを、統合後の三事業に係る保険料収入の一・五倍まで確保できるものとすること。

### 3

施行期日等

(一) この法律は平成元年十月一日から施行すること。ただし、1の(六)及び2について

は、同年四月一日から施行すること。

(二) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の整備を行うこと。

### 4

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して丹羽労働大臣より日本共産党・革新共同提出の修正案に対して「反対である。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成元年五月二十三日

社会労働委員長 津島 雄一

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(「第六十一条の二」を「第六十二条」に改める部分に限る)、同法第一条、第三条及び第六十二条の二第一項の改正規定、同法第六十二

ついて、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

また、本案に対して、日本共産党・革新共同より、短時間労働者の受給資格要件等について修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成元年度労働保険特別会計(労働省所管)

に、パートタイム労働者の適用拡大に伴い、保険料収入一億一千八百万円が、また、雇用保険事業を統合後、雇用安定資金からの受入れ増大その他の雇用の安定を図るための各般の事業を総合的、一体的に行うこと。

四労働保険の保険料の徴収等に関する法律の

第一項 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に被保険者となり、かつ、引き続き施行

までの同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新法」という。)第六十二条第一号の規定は、施行日以降引き続き当該適用事務に雇用されている間は、適用しない。

二 次の各号に掲げる被保険者に対する新法第十

三条第一項、第十四条第二項、第三十七条の三の二の規定は、施行日以降引き続き当該適用事務に雇用されている間は、適用しない。

三 第一項及び第三十九条第一項の規定の適用につ

いては、当該各号に規定する短時間労働者であつた期間は、新法第十三条第一項第一号に規定する短時間労働被保険者(以下「短時間労働被保険者」という。)以外の被保険者であつた期間とみなす。

四 一 施行日前の被保険者であつた期間に新法第六条第一号の二に規定する短時間労働者(以下「短時間労働者」という。)であつた期間があつた。

二 施行日前から施行日以降引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され、その雇用された期間を通じて新法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者であつた被保険者であつた期間があるもの

三 施行日の前日において短時間労働者であり、かつ、引き続き施行日ににおいて同一の事業主の適用事業に短時間労働者として雇用されている被保険者(前項第二号に掲げる被保険者であるものを除く。以下「継続短時間労働被保険者」と

条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条、第六十六条第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第六条から第十一条までの規定は、  
〔公布の日 同年四月一日から施行する。〕  
附則第三条、第四条及び第六条から第十一条までの規定は、  
〔短時間労働者に関する経過措置等〕

いう)であったことがある者であつて、○○公共省令で定める日までに職業安定所長に申し出たものについては、労働省令で定めるところにより、施行日からその者の希望する日(当該引き続き雇用された期間の末日又は施行日から起算して四年を経過した日のいすれか早い日以前の日に限る。)までの間の短時間労働者の一週間の所定労働時間が、施行日以後えていた時間よりも短くなった場合においては、その短くなつた日の前日)の期間は短時間労働被保険者以外の被保険者であつた期間とみなして、新法の規定を適用する。

4 繼続短時間労働被保険者(前項に規定する公共職業安定所長に申し出た者であつて、同項に規定する希望する日以前に離職したもの)を除く。については、施行日(同項に規定する公共職業安定所長に申し出た者であつて、同項に規定する希望する日(翌日)に新法第三十五条の二第一号又は第三十七条の五第一項第一号に掲げる事由が生じたものとみなして、新法第三十五条の二又は第三十七条の五の規定を適用する。

5 新法第十六条の規定による基本手当日額表は、昭和五十九年八月における新法第十八条第一項に規定する平均定期給付額を基礎として定められたものとみなして、同項の規定を適用する。  
(政令への委任)

第六条 前一条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
(施行)

第七条 労働被保険者に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めたときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(国家公務員退職手当法の一部改正)

第八条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。  
第十一条第一項第二号中「同条第四項」を「同条

第五項」に改める。  
(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一  
部改正)

第六条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のようにより改定する。

第七条 第二十六条の見出し中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に、同条第一項中「雇用改善事業」を「雇用安定事業」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「雇用改善事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改め。

第九条 第六十二条第一項中「第六十一条の二第一項」を「第六十二条第一項第一項」に改める。  
(第六十二条第一項) 第九条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第十条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(昭和五十八年法律第三十九号) 第十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(昭和四十七年法律第十九号) 第十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第十三条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第十四条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第十五条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第十六条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第十七条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第十八条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第十九条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十一条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十三条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十四条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十五条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十六条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十七条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十八条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第二十九条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十一条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十三条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十四条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十五条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十六条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十七条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十八条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第三十九条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十一条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十三条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十四条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十五条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十六条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十七条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十八条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第四十九条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十一条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十三条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十四条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十五条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十六条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十七条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十八条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第五十九条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十一条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十三条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十四条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十五条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十六条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十七条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十八条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第六十九条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十一条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十二条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十三条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十四条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十五条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十六条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十七条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十八条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

第七十九条 第六十二条第一項第一項の規定中「四事業率」を「三事業率」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

雇用保険への加入促進に格段の努力を払うことを図ること。

三 パートバンクの一層の増設を含め、公共職業安定所における職業紹介機能の強化及び体制の充実強化を図るとともに、就職情報誌紙等をめぐる諸問題に対応するため必要な規制を行うこと。

四 いわゆる多重就労の実態を早急に把握するとともに、法的整備を含む必要な対応策を検討すること。

五 不正受給の防止対策については、一層の強化を図ること。

六 本格的な高齢化社会の到来を迎える高齢者の雇用と生活の安定を保障する観点から、公的年金制度との連携を図りつつ、定年延長、雇用延長をはじめ、高齢者の雇用就業対策について、法的措置を含め抜本的な拡充、強化を図ること。

七 雇用保険三事業として実施している各種給付金制度については、中小零細企業における活用を促進するため、職業安定機関等における指導援助を拡充、強化すること。

八 雇用保険三事業については、経済社会の変化に対応し、適宜各種給付金の整理統合をはじめ制度及び運営の両面にわたり必要な見直しを行うこと。

九 本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政の実施体制の充実強化を図ること。

右 本法に提出する。

国会に提出する。

法律の一部を改正する法律案

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

にに関する法律の一部を改正する法律案

等については、その待遇及び労働条件等をめぐる諸問題にかんがみ、これらの者の雇用の安定、労働条件の確保を図るため、法的整備を含め必要な措置について検討すること。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案

建設労働者及びパートタイム労働者の

小零細企業労働者及びパートタイム労働者の

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

原子弹爆弾被爆者に対する特

う。)が昭和六十三年(この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超える場合は、その上昇し、又は低下した比率を基準として、翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

第一条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三項中「十一万二千円」を「十一万二千八百円」に改める。

第三項中「四万三千三百円」を「四万三千六百円」に改める。

第四項中「三万八千五百円」を「三万八千八百円」に改める。

第五項中「二万七千五百円」を「二万七千七百円」に改める。

第五項中「一万三千八百円」を「一萬三千九百円」に、「二万七千五百円」を「二万七千七百円」に改める。

第一条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を次のように改定する。

第二条 第三項中「十一万二千八百円」を「十一万五千六百円」に改める。

第三項中「四万三千六百円」を「四万二千六百円」に改める。

第四項中「三万八千八百円」を「三万九千八百円」に改める。

第五項中「二万七千七百円」を「二万八千四百円」に改める。

第六項中「二万七千七百円」を「二万八千四百円」に改める。

第六条の二 第二項の次に次の二条を加える。

(手当額の自動改定)

第六条の二 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当(以下この条において単に「手当」という。)については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指數」とい

1 医療特別手当等の額を次のとおり引き上げること。	
区 分	現 行(月額)
医 療 特 別 手 当	一一一、〇〇〇円
特 别 手 当	四一、三〇〇円
原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	三八、五〇〇円
健 康 管 理 手 当	二七、五〇〇円
健 康 管 理 手 当	二七、七〇〇円
医 療 特 別 手 当	二八、四〇〇円
特 别 手 当	二八、七〇〇円
原 子 爆 弹 小 頭 症 手 当	三八、八〇〇円
健 康 管 理 手 当	二八、四〇〇円

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。	
附 則	
1 この法律中第一項及び次項の規定は平成元年四月一日から施行する。	
2 平成元年三月以前の月分の医療特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。	
3 平成元年九月以前の月分の医療特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。	

3 保健手当の額については、なお従前の例による。	
1 (1)厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等	二七、五〇〇円
2 (2)以外の者	一三、八〇〇円
3 (1)に該当する者	二七、七〇〇円
4 (2)に該当する者	一四、二〇〇円

4 施行期日	
1 この法律は、1の規定のうち平成元年四月一日から引上げに係る規定については同年四月一日から、同年十月分から引上げに係る規定及び2の規定については同年十月一日から施行すること。	
2 医療特別手当等について、完全物価スライドによる手当額の自動改定の措置を定めること。	
3 議案の修正議決理由	
4 議案の修正議決理由	

5 議案の目的及び要旨	
1 本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、これらの手当額の自動改定の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
2 本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、これらの手当額の自動改定の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
3 本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、これらの手当額の自動改定の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
4 本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。	
5 また、本案に対して、日本共産党・革新共同より被爆者年金の支給等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。	
6 本案施行に要する経費	

6 附 則	
1 ○から附則第四項まで	○から附則第四項まで
2 年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。	年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。
3 第一条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「新法」といふ。)第一項、第二項、第三項、第四項の規定は、平成元年四月一日から適用する。	第一項、第二項、第三項、第四項の規定は、平成元年四月一日から適用する。
4 第二条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「新法」といふ。)第一項、第二項、第三項、第四項及び第五項の規定は、平成元年四月一日から適用する。	第一項、第二項、第三項、第四項及び第五項の規定は、平成元年四月一日から適用する。

12<sup>3</sup>

平成元年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

第一条の規定の施行前に支給された平成元年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、新法の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内訳とみなす。

平成元年九月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例によること。

## 〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国家補償の精神に基づく原子爆弾被爆者等援護法の制定を求める声は、一層高まってきた。また、原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見書も、被爆者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。

政府は、原爆被爆者が高齢化し、事態は緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに現行法を検討して、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

- 一 昭和六十年に行われた原爆被爆者実態調査のうち死没者等調査について、速やかに解析を行い調査の集大成を図ること。
- 二 被爆者に対する諸給付について、他制度との関連も検討し、生活保護の収入認定のあり方、所得制限のあり方について、見直しを行うこと。
- 三 放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術厅放射線医学総合研究所など研究調査機関相互の連携を強化することとともに、

研究体制を整備充実し、その成果を被爆者対策に活用するよう、遺憾なきを期すこと。

四 放射線影響研究所の運営の改善、移転対策を進めるとともに、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、原爆病院、財団法人原爆障害対策協議会との「一体的運営」が行えるよう検討すること。

五 原爆病院の運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、施設、設備の充実を含め、万全の措置を講ずること。

六 原爆症の認定については、近時の科学的知見を踏まえつつ、運営の改善を行うこと。

七 被爆者に対する家庭奉仕員制度及び相談業務の一層の強化を図ること。

八 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配意し、一世の健康診断については、継続して行うことともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

九 健康管理手当の支給については、制度の趣旨を活かしつつ、被爆者の実情を踏まえた運営を行うこと。

第八条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「十二万円」を「十二万六千円」に、「十七万四千円」を「十八万円」に改め、同条第三項中「十八万円」を「十九万二千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一項症	年額
第一款症	五、〇〇四、〇〦〦円
第二款症	四、一五一、〇〦〇円
第三款症	三、五六一、〇〦〇円
第四款症	一、九二六、〇〦〇円
第五款症	一、三四六、〇〦〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年額
第一項症	第一項症の年金額に二、五一〇、一〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	二、五八五、九〇〇円

## (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。





(国の無利子貸付け等)

第十三条 国は、第十九条第一項第一号に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、当分の間、公団に対し、当該事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国との貸付けの償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付けの償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により公団に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 公団が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付けについて、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとみなす。

(新幹線鉄道保有機構法の一部改正)

第二条 新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第八十九号)の一部を次のようないかだつて改正する。

(業務の特例等)

第十三条 機構は、日本鉄道建設公団法(昭和

三十九年法律第三号)第十九条第一項第一号に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、当分の間、第二十条に規定する業務のほか、日本鉄道建設公団に対し、当該事業に要する費用(当該事業に係る借り入れに係る債務の償還用(当該事業に係る利息の支払に要する費用及び当該債務に係る利息の支払に要する費用を含む。)に充てる資金の一部について、政令で定めるところにより、交付金を交付する業務(これに附帯する業務を含む。)を行うことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第四十三条第三号中「第二十条」とあるのは、「第二十条及び附則第十三条第一項」とする。

3 日本鉄道建設公団は、第一項の交付金の交付を受けて同項の事業を行つた場合において、政令で定めるところにより算定される当該事業に係る剩余金を生じたときは、当該剩余金の額に相当する金額の納付金を機構に納付しなければならない。

(貸付料の年額等の基準の特例)

第十四条 各旅客鉄道株式会社に対する第二十一条第二項の貸付料の年額は、当分の間、第二十二条第一項及び第二項の規定にかかるらず、次項及び第三項に定めるところによるものとする。この場合には、第二十三条第一項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「附則第十四条第一項及び第二項」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項の基準又は同条第三項」とあるのは「附則第十四条第二項及び第三項」とする。

四 第二十二条第一項の事業の実施期間等を考慮して運輸省令で定める期間内の各年に依て、第一号に掲げる額から前号に掲げる額を減じて得た額の範囲内で、当該期間内に同項に規定する業務に要すると見込まれる費用の額を勘案して運輸大臣が大蔵大臣と協議して定める額

五 第二十二条第一項の貸付期間内の各年に依て機構の業務に要する費用の額のうち当該貸付けに係るすべての鉄道施設に関する租税公課、管理費、大規模災害復旧工事に係る費用その他の運輸省令で定める費用の支払に係る部分として運輸省令で定める方法により算定した額

更しようとするときは、各旅客鉄道株式会社の意見を聽くとともに、大蔵大臣に協議しなければならない。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(新幹線鉄道保有機構法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 新幹線鉄道保有機構は、この法律の施行後遅滞なく、第二条の規定による改正後の新幹線鉄道保有機構法(以下「新法」という。附則第十四条第二項及び第三項の基準に適合するよう貸付料の年額及び貸付料の概算総計年額の変更を行わなければならない。

2 新法第二十二条第一項の規定は前項の規定による貸付料の年額の変更について、新法第四十条の規定はこの項において準用する新法第二十二条第一項の規定による認可について、新法第四十三条の規定は当該認可に係る違反行為をして機構の役員又は職員について準用する。(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のようないかだつて改正する。

第三百四十九条の三第三十三項中「及び上越新幹線」を「上越新幹線及び北陸新幹線」に改める。

理由

新幹線鉄道の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、国が当該事業を行う日本鉄道建設公団に対し日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める資金の貸付けを行うことができることとともに、新幹線鉄道保有機構が同公団に対し当該事業に要する費用に充てる資金の一

部について交付金を交付することができる」とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 議案の目的及び要旨

本案は、新幹線鉄道の建設に必要な資金を確保するための所要の措置を講じ、当該建設に関する事業の円滑な実施に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 日本鉄道建設公団法の一部改正

國は、当分の間、日本鉄道建設公團(以下「公團」という。)に対し、新幹線鉄道の建設に関する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、無利子で貸し付けることができる。

#### 2 新幹線鉄道保有機構法の一部改正

(一) 新幹線鉄道保有機構(以下「機構」といふ。)の業務の特例等  
 機構は、当分の間、公團に対し、新幹線鉄道の建設に関する事業に要する費用等に充てる資金の一部について、交付金を交付する業務を行うこととする。  
 ともに、整備新幹線の営業主体となる旅客機構における既設新幹線の貸付け料の概算総計年額及び各社ごとの年額の基準について特例を設けることとする。  
 この法律は、公布の日から施行することとする。

#### 二 議案の可決理由

本案は、新幹線鉄道の建設に関する事業の円滑な実施に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

#### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成元年度産業投資特別会計予算に新幹線鉄道整備事業の貸付けに必要な経費として五十億円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十三日

衆議院議長 原 健三郎殿 運輸委員長 小里 貞利

〔別紙〕

日本鉄道建設公團法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 新幹線鉄道の整備に當たっては、今後とも、財源の確保に努め、円滑に施設整備を推進するとともに、難工事の取扱い等に當たっては適切かつ着実な資金配分を行うこと。

二 日本国に鐵道清算事業団の再就職を必要とする職員については、再就職期限の近接に伴い、なお一層雇用の確保に万全を期すること。

三 旅客鉄道株式会社及び貨物鉄道株式会社に対して、今後とも健全な労使慣行の維持発展を図るよう指導すること。

#### 特定農産加工業經營改善臨時措置法 (目的)

第一条 この法律は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の經營の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もつて農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「農産加工品」とは、農産物(畜産物を含む。以下同じ。)を原料又は材料として生産される飲食料品その他の農産物の加工品をいい、「農産加工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

この法律において「特定農産加工業」とは、その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、当該事業により生産される農産加工品又は加工品をいい、「農産加工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

この法律において「特定農産加工業」または、その他特定の業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、当該事業により生産される農産加工品又は加工品をいい、「農産加工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

この法律において「特定農産加工業」とは、その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、当該事業により生産される農産加工品又は加工品をいい、「農産加工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

#### (計画の承認)

第三条 特定農産加工業者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下単に「構成員」という。)は、特定設備(特定農産加工業に属する事業において農産加工品を生産する設備等)の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

第六条第一項において同じ。)の廃棄、事業の転換(他の農産加工業への転換に限る。第五条第

#### 一項において同じ。)、新商品又は新技術の研究開発又は利用(農産加工業に係るものに限る。)、事業の合理化その他の経営の改善を図るために必要な措置(特定事業協同組合等にあっては、その構成員の経営の改善を図るために措置。以下「經營改善措置」という。)に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適當である旨の承認を受けることができる。

二 関連事業協同組合等にあっては、その構成員のために行う事業(特定農産加工業との共同して、その行う事業(特定農産加工業)等又は関連事業協同組合等にあっては、その構成員のために行う事業)について事業提携(生産、保管、販売若しくは新商品若しくは新技術の研究開発(農産加工業に係るものに限る。)の共同化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要な部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為をいう。以下同じ。)に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適當である旨の承認を受けることができる。

三 経営改善措置の内容及び実施時期

四 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためそ

平成元年六月八日 衆議院会議録第十九号(一)  
 日本鉄道建設公團法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案及び同報告書 特定農産加工業經營改善臨時措置法

の構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

五 その他農林水産省令で定める事項

四 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業提携の目標

二 事業提携の内容及び実施時期

三 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

四 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発の共同化に必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連農産加工業者に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

五 その他農林水産省令で定める事項

都道府県知事は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その計画が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その他の農林水産省令で定める事項

都道府県知事は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その計画が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

二 その他の政令で定める基準に適合するものであること。

二 地域の農業の健全な発展に資するものであること。

三 その他政令で定める基準に適合するものであること。

(計画の変更等)

第四条 前条第一項又は第二項の承認を受けた者(以下「承認特定農産加工業者等」という。)は、当該承認に係る計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

二 都道府県知事は、承認特定農産加工業者等が承認に係る計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。)に従つて経営改善措置又は事業提携を行つていないと認めるときは、その承

認を取り消すことができる。

三 前条第五項の規定は、第一項の承認について準用する。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第五条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫に規定する業務のほか、承認特定農産加工業者等(第三条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)に対し、承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発

若しくは利用(これらのために施設を改良し造り成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要な長期かつ低利の資金又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要な長期かつ低利の資金であつて、他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行なうこと。

二 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲

内、農林漁業金融公庫が定める。

三 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条

第一項第一号中「融通法」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則

第二十三項並びに特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」とする。

(課税の特例)

第六条 第三条第一項の承認を受けた特定農産加工業者が承認計画に従つて特定設備の廃棄を行つた場合において、当該特定設備の廃棄を行つた当該特定農産加工業者について当該特定設備の廃棄により欠損金を生じたときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めることにより、法人税に係る欠損金の繰越について特別の措置を講ずる。

(資金の確保)

第七条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等に対し、承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行つて必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第八条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等に対し、承認計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(合理化施策の推進)

第九条 国及び都道府県は、特定農産加工業者が行う経営改善措置又は事業提携と併せて、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするため、農業の生産性の向上、技術の研究開発の推進その他の農産加工業の合理化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(雇用の安定等)

第十一条 国は、特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者の雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 国及び都道府県は、特定農産加工業者が事業の転換を行う場合又は事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者に雇用されていた労働者について、職業訓練

の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徵収)

第十二条 都道府県知事は、承認特定農産加工業者に対する賦課の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

第十三条 都道府県知事は、承認計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員又は関連農

者等に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

**第十二条** 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

**2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。**

### 附 則

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
(この法律の失効)

**第二条** この法律は、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその効力を有する。

#### (地方税法の一部改正)

**第三条** 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。  
第五百八十六条第二項第十四号の次に次の二号を加える。

### 十四の二 特定農産加工業経営改善臨時措置

#### (平成元年法律第号)第三条第一項

又は第二項の規定による承認を受けた同法第二条第一項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等(同条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人で政令で定めたものを含む。)が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する事業改善措置又は同条第二項に規定する事業改善措

令で定める施設をその用に供するものに限る。)の用に供する土地。

#### 附則第十一條の四に次の二項を加える。

15 道府県は、特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第二項の規定による承認を受けた

同法第二条第二項に規定する承認計画に従つて當業の譲渡(当該譲渡が同法の施行の日から平成六年三月三十一日までの間にされたものに限る。)をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る。)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承認計画に係る事業(これに係るものとして政令で定める事業を含む。)の用に供したときは、当

該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が当該承認(同条第一項の規定による変更の承認を含む。)の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十一第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十一條の四第十五項に規定する不動産(以下第七十三条の二十七までにおいて「不動産」という。)の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得」にあつては当該取得の日から二年以内に従つては当該取得の日から一年以内」と

あるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十一項又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十五項」と、第七十三条の二十一項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十二第一項中「第七十三条の二十四第一項

「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十五項」と、「これら」とあるのは「同項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第三十二条の三の二第九項中「次項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十五項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

「第十一項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十五項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

14 事業所用家屋で第十項に規定する施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに対して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新築又は増築が平成六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新築事業所床面積(第七百一条の二十四新增設に係る事業所税に関する部分)に限る。)(の規定の適用を受けるものを除く。)から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額(第七百一条の二十四事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受ける

年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成五年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ二分の一を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

10 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項又は第二項の規定による承認を受けた

#### 附則第三十二条の三の二第十一項を同条第十一項とし、同条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内に従つては当該取得の日から一年以内」と

得にあつては当該取得の日から一年以内」と

10 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項又は第二項の規定による承認を受けた

#### 同法第二条第二項に規定する特定農産加工業

### 理由

最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化にかんがみ、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、その経営の改善を図らうとする特定農産加工業者に対し、

農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**特定農産加工業改善臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書**

一 議案の目的及び要旨

本案は、先般の日米協議の結果等による牛肉・かんきつ、農産物十二品目についての輸入数量制限の撤廃、輸入アクセスの改善等、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営改善等を促進するための金融、税制上の支援措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 輸入に係る事情の著しい変化により影響を受ける業種を、特定農産加工業として指定するものとすること。

2 特定農産加工業者又はこれを構成員とする事業協同組合等は、経営の改善を図るために措置又は事業提携に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができるものとすること。

3 都道府県知事は、その計画が、特定農産加工業者が新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切なものであること、地域の農業の健全な発展に資するものであると認めるときは、計画の承認をするものとすること。

4 特定農産加工業者等が承認を受けた計画に従つて経営改善措置等を行う場合、必要な长期かつ低利の資金を新たに農林漁業金融公庫が貸し付けることができるものとするほか、設備廃棄に係る欠損金の繰越の特例、取得した機械等についての特別償却、その他の税制上の特例措置を講ずるものとすること。

5 国及び都道府県は、承認計画の実施に必要な資金の確保、農産加工業の合理化の促進並びに雇用の安定等のため必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

二 議案の可決理由

6 この法律は、施行の日から五年を経過した日に、その効力を失うものとする。

本案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営改善等を促進する措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応を円滑に行うための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成元年五月二十四日

農林水産委員長 堀之内久男  
衆議院議長 原健三郎殿

〔別紙〕

特定農産加工業改善臨時措置法案に対する附帯決議

農産加工業は、農業と極めて密接な関連の下で地域経済の活性化に資する等重要な役割を果たしているが、今回の牛肉・かんきつ、農産物十二品目の輸入自由化措置等により、厳しい事態に直面している。

よって政府は、国内農業の振興と農産加工業者の新たな経済的環境への円滑な適応を図るため、本法の施行に当たっては左記事項の実現に努め、農業及び農産加工業の健全な発展に遺憾なきを期すべきである。

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件

六 本法の施行に当たっては左記事項の実現に努め、農業及び農産加工業の健全な発展に遺憾なきを期すべきである。

農産物の市場開放措置に伴い農産加工業従事者の雇用環境の悪化、失業等が生ずることとのないように関係行政機関との連携を密にして、雇用安定対策に万全を期すこと。

右決議する。

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件

平成元年三月十七日

内閣総理大臣 竹下登

右

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件

平成元年三月十七日

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件

政府は、我が国とオーストリア共和国との間に開設及び運営のため、平成元年

栽培技術の確立に努めるとともに、農業の生産性向上による内外価格差の縮小に努めること。

四 経営改善計画等の承認に当たっては、地域農業の振興との関係に十分配慮するとともに、生産者側の事情が適切に反映されるよう指導体制の整備に努めること。また、経営改善計画等の達成のため実効ある指導を行うこと。

五 特定農産加工業者に対する融資については、所要の資金枠の確保、農産加工業の経営の実情に即した迅速な貸付け、事務手続きの簡素化等本資金制度の有効かつ適切な運営を行われるよう十分配慮すること。

六 農産物の市場開放措置に伴い農産加工業従事者の雇用環境の悪化、失業等が生ずることとのないよう関係行政機関との連携を密にして、雇用安

定対策に万全を期すこと。

右決議する。

右

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国においては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に

関する任務又はこれに類する任務を遂行する

臣又は同大臣が現在遂行している任務を遂行

する権限を法律に基づいて与えられる人又は機関をいい、オース

トリア共和国にあっては連邦公共経済運輸大

臣又は同大臣が現在遂行している任務を遂行

する権限を法律に基づいて与えられる他の當

局をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通

告書により当該通告書に定める路線における

航空業務の運営のために指定し、かつ、当該

他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空

企業をいう。

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国々の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

三月七日にウイーンで、航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定に署名した。とオーストリア共和国との間の協定に署名した。

四 オーストリア共和国との間の協定に締結することとしたいたしたい。

これが、この案件を提出する理由である。

- (e) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。
- (f) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。
- (g) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。
- (h) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。
- (i) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。
- 2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。
- 第三条 各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

- 1 いづれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができます。ただし、第十二条の規定に従うことと条件とし、かつ、次のことを行われた後でなければならぬ。
- (a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。  
(b) 権利を許与する締約国が自國の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えないければならない。
- 2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求する。

するときは、立証するものとする。

#### 第四条

- 1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に着陸をする特権を享有する。
- (a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
- (b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

- 2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国領域内の地点に着陸する特權を享有する。
- 3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特權を与えるものとみなしてはならない。

#### 第五条

- 一方の締約国がその管理の下にある空港その他施設の使用につき他方の締約国指定航空企業に對して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最悪に待遇を与えた國の航空企業又は国際航空業者に從事する自國の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

#### 第六条

- 1 一方の締約国が指定期間内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国が規定に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。
- 2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

- 一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不當な影響を及ぼさないよう、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

#### 第九条

- 一方の締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間に特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

#### 第八条

- 一方の締約国の指定航空企業が提供する協定業務が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不當な影響を及ぼさないよう、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。
- 2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発し又は当該航空企業を指定した締約国以外の国が公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。
- 3 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国以外の国が公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

#### 第十条

- 1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。
- 2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国以外の国が公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。
- 3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条並び地域的業務を考慮した上で、当該地域の運輸需要

#### 第九条

- 一方の締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間に特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

#### 第八条

**第十一條**

いすれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいすれかの区間にについて適用される他の航空企業の運賃その他のすべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区间について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けたため両締約国の航空当局に対し各締約国間の手続に従つて提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができない場合又はいすれか一方の締約国が航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、いすれか一方の締約国が航空当局が当該運賃について満足しない場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

**第十二条**

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自國の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及

び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自國の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に對して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

**第十三条**

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他の種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日

にヘーネで作成された航空機の不法な奪取行為に止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従つて行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自國の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関が作成し、国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用されるものとし、自國の航空企業及び自國の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従つて行動する。

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空

保安規定の遵守を、自國の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自國の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に對処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からいすれの要請に對しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ完全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

6 第十四条

両締約国は、2の規定に基づいて行われた決意に従うことを約束する。

**第十六条**

1 いすれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決意に従うことを約束する。

1 この協定の解釈又は適用に關して両締約国が定期的にしばしば協議することは、両締約国は、間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

**第十五条**

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いすれか一方の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の中の仲裁人が合意する一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する一人の仲裁人）との三人の仲裁人から成る

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国間の航空当局の間で行う。両締約国間の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

**第十七条**

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多數国間条約に適合するよう改訂する。

**第十八条**

いすれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告すれば、当該多數国間条約に適合するよう改訂することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に對して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告があつたとき約国間の合意により当該一年の期間の満了前に

取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

**第十九条** この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

**第二十条** この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

一千九百八十九年三月七日 ウィーン、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
矢田部厚彦

オーストリア連邦政府のために  
トーマス・クレスティル

付表

- 1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
  - (a) 日本国内の地点—アラスカ内の地点—ヨーロッパ内の地点—ヨーロッパ内の四地点—ギリシャ、トルコ共和国、中東及びアジア（中華人民共和国内地点を除く）内の四地点—ウイーン—ヨーロッパ内の以遠の一地点
  - (b) 日本国内の地点—アラスカ内の地点—ヨーロッパ内の地点—ギリシャ、トルコ共和国、中東及びアジア（中華人民共和国内地点を除く）内の四地点—ウイーン—ヨーロッパ内の以遠の二地点
  - (c) 日本国内の地点—モスクワ—ウイーン—ヨーロッパ内の以遠の二地点
- 2 オーストリア共和国の又は二以上の指定航空企業が定期航空業務を開設し運営するため、相互にこの協定に

空企業が両方向に運営する路線

(a) オーストリア内の地点—ヨーロッパ内の一

地点—アラスカ内の地点—東京

(b) オーストリア内の地点—モスクワ—東京

共和国、中東及びアジア（中華人民共和国内

の地点を除く）内の四地点—東京

(c) オーストリア内の地点—モスクワ—東京

いすれの締約国の一又は二以上の指定航空企

業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内

の一地点をその起点としなければならないが、

特定路線上の他の地点は、いすれかの又はすべ

ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択に

よつて省略することができる。

一 本件の目的及び要旨

我が国とオーストリア共和国との間の定期航

空路開設について、昭和五十四年以来オース

トリア側より累次にわたり希望が表明されてい

たが、我が国としては航空運輸需要が不十分な

こと等の理由からこれに応じ得る状況になかつ

た。しかし、近年に至り両国間の貿易、投資等

の経済関係が緊密の度合いを深めたことある

り、航空運輸需要がほぼ直通航空路を開設する

に足る状況になつたと判断されたので、政府は

協定締結交渉に応ずることとし、昭和六十三年

十一月に行われた交渉で合意に達したので、平

成元年三月七日ウイーンにおいて本協定の署名

が行われた。

この協定は、我が国とオーストリア共和国と

の間の定期航空業務を開設することを目的とし

ており、我が国が從来締結した航空協定とほぼ

同様のものであり、その主な内容は次のとおり

である。

1 両国は、両国の指定航空企業が定期航空業

務を開設し運営するため、相互にこの協定に

定める権利を与えること。

2 両国の航空企業は、相手国の領空通過、相

手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的

で着陸する特權を有すること。

3 両国の指定航空企業は、付表に定められた

路線において、相手国内の地点へ貨客運送の

ために着陸する特權を有すること。

4 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の

使用料金について最惠国待遇及び内国民待遇

を与えられ、また、当該航空機が使用する燃

料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について

相手国の関税等を免除されること。

5 両国の指定航空企業は、定期航空業務の運

営について公平かつ均等な機会を有するとと

もに、相手国の企業に不当な影響を及ぼさな

いようとすること。

6 両国の指定航空企業は、業務の運営に當

たって、自國発着の貨客の運送需要に適合す

る輸送力を供給することを第一の目的とする

こと。

7 運賃は、原則として関係指定航空企業の間

で合意し、合意された運賃につき両国の航空

当局の認可を受けること。

8 両国は、民間航空機等の安全に対する不法

な行為等を防止し又は終結させるため、保安

措置等を講ずるとともに相互に援助する等

民間航空の安全を保護するための措置をとる

こと。

9 付表に定める路線は次のとおりである。

(1) 日本国内の地点—アラスカ内の地点—ヨーロッパ内の以遠の一地点

内地点を除く）内の四地点—ウイーン—ヨーロッ

パ内の以遠の一地点

(2) 日本国内の地点—ギリシャ、トルコ共

和国、中東及びアジア（中華人民共和国内

地点を除く）内の四地点—ウイーン—ヨーロッ

パ内の以遠の一地点

(3) 日本国内の地点—モスクワ—ウイーン—ヨーロッパ内の以遠の一地点

内地点を除く）内の四地点—ウイーン—ヨーロッ

パ内の以遠の一地点

右

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿

外務委員長 浜野 剛

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

平成元年三月十七日

内閣総理大臣 竹下 登

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

平成元年三月十七日

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 理由

政府は、我が國とトルコ共和国との間ににおける航空業務の開設及び運営のため、平成元年三月八日に東京で、航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国政府及びトルコ共和国政府は、両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、次とおり協定した。

第一条 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、トルコ共和国にあっては運輸通信大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

1 いすれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができること、ただし、第十一条の規定に従うことを条件とする。

## 第三条

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従って、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適切な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に隣接する場合には、その

公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上

ある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上

の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又

は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積出し以外の目的

で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条

の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

## 第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しつつ運営することができる。よるに、当該他方の締約国に對しこの協定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

## 第三条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国指定期間内に對して課し又は課することを認めることとし、一方の締約国がそれと認めるとする条件を付する権利を留保する。

## 第五条

正かつ合理的なものでなければならず、また、最高待遇を与えられた国、航空企業又は国際航空業務に從事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

(a) 権利を許された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。  
(b) 権利を許する締約国が自國の法令に従い當該航空企業に對して適當な運営許可を与えること。  
(c) 権利を許された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。  
當該航空企業に對して適當な運営許可を与えること。  
當該航空企業は、2及び第七条の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運營許可をえなければならない。

## 第六条

一方の締約国が指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国が運営する法令の定める要件を満たすものである旨を、當該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

## 第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。  
(a) 他方の締約国が区域を無着陸で横断飛行する特権。

2 各締約国が区域を無着陸で横断飛行する特権に従うことと条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路线上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 一方の締約国が区域を無着陸で横断飛行する特権に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路线上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

## 第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は當該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、當該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は當該航空企業によるこれらの特権の行使につき必

2

各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認められる条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

## 第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

## 第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たつては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

## 第十一条

1 両締約国は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発送し又は当該締約国へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するもので

なければならない

う。

(a) 航空企業を指定した締約国への及び当該締約国への運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上で、当該地域の運輸需要

(d) 当該航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国と航空当局の間の協議を通じて合意する。

## 第十二条

一方の締約国と他方の締約国との航空当局に対し、要請により、自國の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国との領域へ及び当該他方の締約国から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自國の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国と他方の締約国との航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国と航空当局の間で討議する。

## 第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すこと再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーネで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従つて行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれがある場合、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適切な措置により、相互に援助する。

## 第十四条

1 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、又は民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対する他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の不法な行為を防止するため、要請があったときは、それぞれについて(b)の認可をしなかつた場合には、両締約国との航空当局は、適当な運賃について合意をすることができない場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(b)の合意をすることができない場合又は、両締約国との航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができる

なかつた場合は、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、いかが一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合に第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

## 第十二条

一方の締約国と他方の締約国との航空当局に對し、要請により、自國の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国と他方の締約国との航空当局に對して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国と航空当局の間で討議する。

## 第十三条

1 各締約国は、他方の締約国との航空当局に對し、要請により、自國の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国と他方の締約国との航空当局に對して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国と航空当局の間で討議する。

## 第十四条

1 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関が作成し、国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定に従つて行動するものとし、自國の航空企業及び自國の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従つて行動することを要求するものとする。

## 第十五条

1 この協定の解釈又は適用に關して両締約国が定期的にしばしば協議することは、両締約国の間で紛争が生じた場合には、両締約国は、ま

ず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努めること。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各人の仲裁人とのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の國民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができます。

3 両締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

1 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

#### 第十六条

1 いざれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正是、各締約国によりその憲法上の手続

て行われる場合には、当該改正是、各締約国とし、その承認を通知することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された付表は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多數国間条約に適合するよう改訂する。

3 第十七条

1 航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多數国間条約に適合するよう改訂する。

1 付表

1 日本国の又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

2 トルコ共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

3 トルコ内の地点—中東内の地点又はカラチーイスチー後に合意される以遠の二地点

1 1 両国は、両国の指定航空企業が定期航空業務を開設し運営するため、相互にこの協定に定める権利を有すること。

2 両国の航空企業は、相手国の領空通過、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸する特権を有すること。

3 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線において、相手国内の地点へ貨客運送のため着陸する特権を有すること。

4 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金について最惠国待遇及び内国民待遇を与えられ、また、当該航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等についての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

2 第十八条

1 この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

2 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

3 この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

4 第十九条

1 この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

1 本件の目的及び要旨

我が国とトルコ共和国との間の定期航空路開設に関しては、昭和四十九年以来トルコ側より累次にわたり希望が表明されていたが、我が国としては航空運輸需要が不十分なこと等の理由からこれに応じ得る状況にならなかった。しかし、近年に至り両国間の貿易、投資等の経済関係が緊密の度合いを深めたこともあり、航空運輸需要がほぼ直通航空路を開設するに足る状況になつたと判断されたので、政府は協定締交渉に応ずることとし、昭和六十三年十月に行われた交渉で合意したので、平成元年三月八日東京において本協定の署名が行われた。

2 両国は、民間航空機等の安全に対する不法行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互に援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとること。

3 付表に定める路線は次のとおりである。

(一) 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

1 日本国政府のために

2 トルコ共和国政府のために

3 宇野宗佑

4 ウムト・アルク

5 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

6 両国の指定航空企業は、業務の運営に当たって、自国発着の貨客の運送需要に適合する輸送力を供給することを第一の目的とする。

7 運賃は、原則として関係指定航空企業の間で合意し、合意された運賃につき両国の航空当局の認可を受けること。

8 両国は、民間航空機等の安全に対する不法行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互に援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとること。

9 付表に定める路線は次のとおりである。

(一) 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

1 日本国の内の一地点—中東内の地点又はカラチーイスチー後に合意されるアジ

チーイスタンブル—後に合意される以遠の二地点

(二) トルコ共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

トルコ内の地点—中東内の一地点又は

カラチ—後に合意されるアジア内の一地

点—東京—後に合意される以遠の二地点

なお、この協定は、両国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生することになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしている。

二 本件の議決理由  
本協定を締結することは、両国の友好関係の強化に資するとともに、両国間の人的及び物的交流の一層の増進に役立つことが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成元年五月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿 外務委員長 浜野 剛

水資源開発公団法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成元年二月二十一日

内閣総理大臣 竹下 登

水資源開発公団法の一部を改正する法律  
水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を削る。

附則第九条の見出しを削り、同条第一項中「日

定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第二項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。

（治水特別会計法の一部改正）

治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）

の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「附則第九条第一項」の下に「若しくは第十条第一項」を、「貸付け」の下に

「水資源開発公団法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては法第二条第二項

第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の

業務で日本電信電話株式会社の株式の売払収入

の活用による社会資本の整備の促進に関する特

別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）以下

「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一

項第一号に該当するものに要する費用に充てる

資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の國の貸付金の償還期間は、二十年（五

年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののはか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

### 理由

（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(治山治水緊急措置法の一部改正)

2 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第

三項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団法第五十五条第二号に規定する施設

八号）の一部を次のように改正する。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、日本電信電話株式会社の株式の売払

収入の活用により、水資源開発公団が行う水資源開発施設等の整備に関する事業の促進を図る

ため、当該事業に対する国の無利子貸付制度を拡充しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、日本電信電話株式会社の株式の売払

収入の活用により、水資源開発公団が行う水資源開発施設等の整備に関する事業の促進を図る

ため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成元年度特別会計予算において、収益回

特別貸付金として、産業投資特別会計二億六千

万円、治水特別会計六億五千万円、合計九億一千円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

建設委員長 野呂田芳成

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一

部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成元年二月二十一日

内閣総理大臣 竹下 登

民間都市開発の推進に関する特別措置法の

一部を改正する法律

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和

六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改

附則第十四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

### 三 都市計画法第五条の規定により指定された

一号に規定する公共の用に供する施設の整備に關する事業（第二条第二項第二号に掲げる

民間都市開発事業を除く。）で都市機能の維持及び増進に寄与するもののうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものを施行する第一号に規定する者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

附則第十四条第二項中「附則第十四条第一項第一号及び第二号」を「附則第十四条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。  
附則第十五条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

### 附 则

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

附則第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

### 理 由

日本電信電話株式会社の株式の売払により、民間事業者が行う公共の用に供する施設の整備に關する事業の促進を図るため、民間都市開発推進機構の無利子貸付制度を拡充する必要がある。

国会に提出する。

平成元年二月二十七日

内閣総理大臣 竹下 登

ある。これが、この法律案を提出する理由である。これが、この法律案を提出する理由である。

### 二 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

国会议員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律  
国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票人選挙区投票数 五百人未満	区市町村		町 村
	投票日 平日	投票日 土曜日	
五百人未満	四三、七四円	六一、九七円	平日
一千人未満	九三、四八円	一〇六、五三円	土曜日
二千人未満	一二、六六円	一八二、四八円	日曜日
三千人未満	三七、三一円	四九、二七円	又は休日
五千人未満	六一、七六円	八八、一九円	又は土曜日
一万五千人未満	一七、九〇円	二六、五〇円	又は日曜日
二万五千人未満	三七、一八円	五九、一七円	又は土曜日
二万人以上未満	五八、八〇円	八九、一九円	又は日曜日
二万人以上	四七、三八円	七一、九〇円	又は土曜日
三万人未満	一一、九〇円	一七、一〇円	又は日曜日
三万人	一七、五〇円	二三、一九円	又は土曜日
四万人未満	一九、一〇円	三三、九〇円	又は日曜日
四万人	二一、九〇円	四一、七〇円	又は土曜日
五万人未満	二九、八〇円	五九、九〇円	又は日曜日
五万人	三一、七〇円	七一、九〇円	又は土曜日
六万人未満	三三、九〇円	九一、一〇円	又は日曜日
六万人	三六、九〇円	一一、二〇円	又は土曜日
七万人未満	三九、九〇円	一三、一〇円	又は日曜日
七万人	四三、九〇円	一五、一〇円	又は土曜日
八万人未満	四七、九〇円	一七、一〇円	又は日曜日
八万人	五二、九〇円	一九、一〇円	又は土曜日
九万人未満	五六、九〇円	二一、一〇円	又は日曜日
九万人	六一、九〇円	二三、一〇円	又は土曜日
十万人未満	六七、九〇円	二五、一〇円	又は日曜日
十万人	七三、九〇円	二九、一〇円	又は土曜日
十一万人未満	七九、九〇円	三一、一〇円	又は日曜日
十一万人	八五、九〇円	三四、一〇円	又は土曜日
十二万人未満	九一、九〇円	三九、一〇円	又は日曜日
十二万人	九七、九〇円	四五、一〇円	又は土曜日
十三万人未満	一〇一、九〇円	五一、一〇円	又は日曜日
十三万人	一一、九〇円	五七、一〇円	又は土曜日
十四万人未満	一一、九〇円	六三、一〇円	又は日曜日
十四万人	一二、九〇円	六九、一〇円	又は土曜日
十五万人未満	一二、九〇円	七五、一〇円	又は日曜日
十五万人	一二、九〇円	八一、一〇円	又は土曜日
十六万人未満	一二、九〇円	八七、一〇円	又は日曜日
十六万人	一二、九〇円	九三、一〇円	又は土曜日
十七万人未満	一二、九〇円	九九、一〇円	又は日曜日
十七万人	一二、九〇円	一〇五、一〇円	又は土曜日
十八万人未満	一二、九〇円	一一、一〇円	又は日曜日
十八万人	一二、九〇円	一一、一〇円	又は土曜日
十九万人未満	一二、九〇円	一一、一〇円	又は日曜日
十九万人	一二、九〇円	一一、一〇円	又は土曜日
二十万人未満	一二、九〇円	一一、一〇円	又は日曜日
二十万人	一二、九〇円	一一、一〇円	又は土曜日

第四条第二項の表を次のように改める。

区

市

町

村

原 健三郎殿

衆議院議長 原 健三郎殿

建設委員長 野呂田芳成

三 本案施行に要する経費  
平成元年度特別会計予算において、収益回収特別貸付金として、治水特別会計百三十五億七千六百万円、都市開発資金金融特別会計九十八億九千万円の中に計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

法律の一部を改正する法律案  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

## 官報 (号外)

二千人以上未満	一〇八、六六六	三五、一四八	一七三、四〇四	七一、〇三〇	二六、九六六	一七六、六六六	四一、三三六	七一、〇三一	九九、〇三六
三千人以上未満	七一、六一六	一四〇、三三六	一九四、五一四	八一、五五六	一四四、五〇四	八一、五五六	一〇四、四〇九	二八、八五七	八五、四三六
五千人以上未満	八九、四五四	一五〇、五〇四	二五、六三四	九〇、一三三	一〇九、〇八三	三三、一五三	一〇〇、四三九	一〇〇、〇三九	一〇〇、〇三九
一万人以上未満	一〇五、西八	一六六、九六六	二五九、三三三	一〇八、七六六	一九一、七三三	二五九、三三三	一〇九、〇八三	一〇九、〇三三	一〇九、〇三三
一万五千人以上未満	一〇九、三七	一三〇、一〇三	三一、六六一	一四、七〇六	一七一、一〇三	三一、六六一	一七〇、〇八三	一七〇、〇三三	一七〇、〇三三
一万五千人以上未満	一八六、四七一	三七七、七九八	四七〇、四三三	一七一、三六八	三五八、二六六	三三、一五三	一七〇、〇八三	一七〇、〇三三	一七〇、〇三三
二万人以上未満	三三、一五三	四七六、三三三	五三、三三三	一七一、三六八	三五八、二六六	三三、一五三	一七〇、〇八三	一七〇、〇三三	一七〇、〇三三
二万人以上未満	三三、一五三	四七六、三三三	五三、三三三	一七一、三六八	三五八、二六六	三三、一五三	一七〇、〇八三	一七〇、〇三三	一七〇、〇三三
第四条第三項中「三万八千九百四十五円」を「四万千九百十八円」に、「三万九千六百六十一円」を「四万三千九十六円」に、「三万三千九百六十九円」を「三万七千七百十四円」に改め、同条第五項中「九百十二円」を「九百六円」に、「千百四十円」を「千百三十三円」に、「三百六十八円」を「千三百五十九円」に、「千四百八十二円」を「千四百七十一円」に、「五百九十六円」を「千五百八十六円」に、「千八百二十一円」を「三千四百二十三円」に、「三千四百二十三円」を「三千四百二円」に改め、同条第六項の表を次のように改める。	一七、一七九四	一七一、一七九四	一七〇、四八四						
投票区の選挙人数 / 区市町村	区	市	町	村	区	市	町	村	区市町村
五百百人未満	一一、四〇〇円	二、七九一	一、六一七円	一一、〇〇九円	三、一八三	三、五七四	三、九六六	四、七四八	五、九二三
二千人未満									
五千人未満									
一万五千人未満									
一万五人未満上									

二万五千人以上未満	八、六六二	五、九三三		
二万人以上	一一、七九四	七八八〇		
千人未満	一四三、〇七八円	一四五、七四八円		
二千人未満	一六七、六四八	一六七〇、六六七		
三千人未満	二三九、五五二	二六一、四七六		
五千人未満	二九七、〇二四	三〇〇、六九〇		
一万人未満	三八一、一四六	三八四、八五〇		
二万人未満	三八四、八五〇	二六一、四七六		
三万人未満	三〇〇、六九〇	二六一、四七六		
一万五千人未満	二九三、七一〇	三三五、〇三九		
一万五千人未満	四九三、七一〇	三八三、八一二		
二万五千人未満	五五八、九六三	三八三、九〇三		
三万人以上	七八二、八〇八	五三五、一三五		
開票区の選挙人数 / 区市町村	区	市	町	村
五千人未満	六四〇、六八五	六四二、二〇三	四三七、八八四	
二千人未満	一〇一、五三〇円	一〇五、六六〇円	六四、五七五円	
三千人未満	一三三、〇三六	一二六、七九二	七三、八〇〇円	
一万五千人未満	一八四、五五四	一九〇、一八八	一一〇、七〇〇円	

第五条第一項の表を次のように改める。	第五条第二項の表を次のように改める。			
開票区の選挙人数 / 区市町村	区	市	町	村
五千人未満	七八二、八〇八	七七九、九三〇	五三五、一三五	
二万五千人未満	五五八、九六三	五六〇、九〇三	三八三、八一二	
三万人以上	三〇〇、六九〇	三〇〇、六九〇	三〇〇、六九〇	
二万五千人未満	六四〇、六八五	六四二、二〇三	四三七、八八四	
二万五千人未満	一〇一、五三〇円	一〇五、六六〇円	六四、五七五円	
二千人未満	一三三、〇三六	一二六、七九二	七三、八〇〇円	
三千人未満	一八四、五五四	一九〇、一八八	一一〇、七〇〇円	

三 千 人 以 満 上	二 三 五、五 六 六	一 一 三 一、四 五 二	一 三 八、三 七 五
一 五 千 人 未 滿 上	二 八 七、〇 八 四	二 九 五、八 四 八	一 七 五、二 七 五
一 万 五 千 人 未 滿 上	三 七 九、三 六 一	三 九 〇、九 四 二	一 一 三〇、六 二 五
二 万 人 未 滿 上	四 一 〇、一 一 〇	四 一 一、六 四 〇	一 一 一 〇、七 五
三 万 人 以 上	四 七 一、六 三 八	四 八 六、〇 三 六	一 一 一 五、九 七 五
区市町村	区	市	町 村
開票の選舉人數	開票日	土曜日	又は休日
千人未満	平日	土曜日	又は休日
一千人未満	土曜日	日曜日	又は休日
二千人未満	又は休日	平日	土曜日
三千人未満	日曜日	土曜日	又は休日
五千人未満	又は休日	日曜日	又は休日
一万人未満	平日	土曜日	又は休日
一万五千人未満	土曜日	日曜日	又は休日
二万人未満	又は休日	平日	土曜日
三万人以上	日曜日	土曜日	又は休日

第五条第三項の表を次のように改める。

区市町村	区	市	町	村
開票の選舉人數	開票日	土曜日	又は休日	土曜日
千人未満	三〇、一〇〇円	九〇、一〇〇円	三一、〇〇〇円	一八、九〇〇円
五千人未満	三一、〇〇〇円	九一、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
一万人未満	三二、〇〇〇円	九二、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
一万五千人未満	三三、〇〇〇円	九三、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
二万人未満	三四、〇〇〇円	九四、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
三万人以上	三五、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	二三、〇〇〇円

第五条第六項中「三千四百二十円」を「三千五百八十三円」に改める。

第六条第一項の表中「六〇一、四〇八」を「六三七、三三一」に、「五九四、九七〇」を「六三一、四六九」に、「一、七〇七、八八九」を「一、八〇〇、六一四」に、「一、六九一、四六〇」を「一、七八六、七五〇」に改め、同条第二項の表中「一五一、〇八八」を「一七六、〇一六」に、「一四七、八五〇」を「一七二、四五四」に、「六五六、三四九」を「七八一、六五〇」に、「六四五、三三〇」を「七〇九、三七六」と改め、同条第三項中「三万九百二十円」を「三万七百十円」に、「三万九千九百円」を「三万九千六百三十八円」に、「四万七千八百八十円」を「四万七千五百六十五円」に、「五万九千八百七十円」を「五万九千九十九円」に、「五万五千八百六十円」を「五万五千四百九十三円」に、「六万三千八百四十円」を「六万三千八百一十円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

官 報 (号外)

29

選舉		都道府県の世帯数	選舉	衆議院議員選挙又は参議院議員選挙	参議院比例代表選出
都道府	県				
一 二十 万 未 満	十 万 以 上	二 三十 万 未 満	三 四十 万 未 満	四 五十 万 未 満	五 六十 万 未 満
六 百 七 十 万 未 満	八 十 万 未 満	七 五 十 万 未 満	四 十 万 未 満	五 十 万 未 満	六 十 万 未 満
七 百 万 以 上	九 十 万 未 満	八 十 万 未 満	九 十 万 未 満	十 万 未 満	十 万 未 満
区市町村		区		市	
候補者数					
九 人 以 上	未 満	一 一 三 〇	一 一 三 〇	一 一 三 〇	九 二 七 〇
十九 三 人 以 上	未 満	一 二 八 七 五	一 二 八 四 五	一 一 八 四 五	一 〇 八 一 五
十 三 人 以 上		一 四 四 二 〇	一 三 三 九 〇	一 一 三 六 〇	九 二 七 〇

第八条第一項の表中「三三」を「三四」に、「四七」を「四九」に、「六九」を「七三」に改め、同条第二項の表中「九七」を「一〇三」に、「一四」を「一五〇」に、「一七八」を「一八八」に、「一一五」を「一二八」に、「二五一」を「二六六」に、「二八八」を「三〇五」に、「三三四」を「三四三」に改める。  
第八条の二中「掲げる」とおりを「掲げる額(候補者数が十三人以上の掲示場については、十三人を超える数四人)ごとに千三十円を加算した額」に改め、同条の表を次のように改める。

区		分		衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
都道府県							
選挙人の数が五十万人未満のもの				一〇、四六二、九八〇		一〇、九六一、一一四	
選挙人の数が五十万人以上七十五万				一一、三三九、九八二		一一、九二四、五〇六	
選挙人の数が七十五万人以上百万人				一四、四九一、一一一		一五、一六三、〇一五	
選挙人の数が百万人以上百二十五万				一五、七三一、〇八一		一六、四〇三、六〇二	
選挙人の数が百二十五万人以上百五				一七、八四五、九三八		一八、五九三、二一九	
選挙人の数が百万人以上二百万				二一、一五、五一九		二一、八八五、七九九	
選挙人の数が一百万人未満のもの				二〇、五一〇、四三〇		二一、二七〇、九四七	
選挙人の数が二百五十万人未満のもの				二四、七三四、一九四		二五、五八〇、二一〇	
選挙人の数が三百万人未満のもの				二四、〇三〇、一五五		二四、八六五、四三三	
選挙人の数が三百五十万人未満のもの				二七、三九六、七九一		二八、二六七、九七六	
選挙人の数が三百六十万人未満のもの				二六、五五三、五三六		二七、四二三、六八一	
選挙人の数が三百七十万人未満のもの				四一、六〇七〇三八		四四、一三五、九六六	
都道府県の支庁又は地方事務所				二、六〇七六二三		二、八一六、八九〇	
認定出先機関				一、三九九、七九四		一、五〇九、四四四	
大都市				五、六一七、三四八		五、九九九、一一九	
区				三、四二〇、四五六		三、六五八、七八八	
選挙人の数が五万人未満のもの				四、一二四、二四一		四、三六二、五七三	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの				五、〇四九、七四六		五、二八八、〇七八	
選挙人の数が十五万人以上のもの				六、一九〇、六八三		六、四二九、〇一五	
選挙人の数が三万人未満のもの				一、六九三、二三〇		一、八四五、五〇三	

円」を「五百十五円」に改め、同条第七項中「三百六十四円」を「三百六十二円」に、「四百五十五円」を「四百五十三円」に、「五百四十六円」を「五百四十三円」に、「五百九十二円」を「五百八十八円」に、「六百三十七円」を「六百三十四円」に、「七百二十八円」を「七百二十四円」に、「千九十五円」を「千八十九円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

平成元年六月八日 衆議院会議録第十九号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六五〇

都道府県の支庁又は地方事務所 認定出先機関		大都市		市		区	
		二、一六六、二三三	一、一四五、一四六	一、七〇三、二六八	一、九二七、〇一七	一、〇五二、五四〇	一、二〇四、八一三
		四、八三三、六〇〇	一、二九七、四一九	一、七〇三、二六八	一、九二七、〇一七	五、二〇〇、五五〇	一、二七五、八八三
選挙人の数が三万人未満のもの		選挙人の数が三十万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上三万人未満のもの
選挙人の数が五十万人未満のもの		選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	選挙人の数が一百二十五万人以上一百五十万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が五千人以上二万人未満のもの
選挙人の数が百五十万人未満のもの		選挙人の数が百二十五万人以上一百五十万人未満のもの	選挙人の数が一百二十五万人以上一百五十万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	選挙人の数が二万人以上のもの
その他の県	都及び大都市のある道	府県	都及び大都市のある道	分	金額	区	町村
七三〇、九五〇	七三〇、九五〇	六六四、五〇〇	六六四、五〇〇	五九八、〇五〇	五三一、六〇〇円	一、一四五、一四六	一、一四五、一四六

都道府県の支庁又は地方事務所	選舉人の数が二百五十万人未満のもの		選舉人の数が二百五千万人未満のもの		選舉人の数が三百五十万人未満のもの		選舉人の数が三百五千万人未満のもの	
	都道府県の区域	道の区域	都及び大都市のある道	府県及び大都市のある道	府県の区域	都及び大都市のある道	府県の区域	都及び大都市のある道
認定出先機関	その他他の県	その他他の県	七三〇、九五〇	七四〇、五一〇	七一、二二一、七六〇	七一、一九六、一〇〇	七三〇、九五〇	七四〇、五一〇
大都市	市	市	六六三、四六五	六六八、八八二	三七、二九〇	二六五、八〇〇	一三一、九〇〇	一、一九六、一〇〇
区								
選舉人の数が三万人未満のもの								
選舉人の数が三万人以上五万人未満のもの								
選舉人の数が三万人以上五万人未満のもの			六二、一五〇					
選舉人の数が五万人以上十万人未満のもの								
選舉人の数が十万人以上十五万人未満のもの			一一、八七〇					
選舉人の数が十五万人以上のもの			一六一、五九〇					
選舉人の数が千人未満のもの								
選舉人の数が千人以上二千人未満のもの								
選舉人の数が二千人以上三千人未満のもの								
選舉人の数が三千人以上五千人未満のもの			一一、七〇六					
選舉人の数が五千人以上一万人未満のもの			三三一、五五九					
選舉人の数が一万人以上二万人未満のもの			三三一、五五九					
選舉人の数が二万人以上のもの			三三一、五五九					
都道府県、市町村等	都道府県	都道府県	一二三、五九〇円	一二三、五九〇円	一二三、五九〇円	一二三、五九〇円	一二三、五九〇円	一二三、五九〇円
一級地域	都道府県	都道府県	六、七九五円	六、七九五円	六、七九五円	六、七九五円	六、七九五円	六、七九五円

第十三条第一項第一号から第三号までの規定中「七千円」を「七千五百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「五千七百円」を「六千百円」に改める。

第十五条第一項中「一千三百三十円」を「一千三百円」に、「百三十円」を「百三十八円」に改める。

第十七条第二項中「一、七〇七、八八九」を「一、八〇〇、六二四」に、「九三〇、三一」を「九八三、〇一三」に、「一、六九一、四六〇」を「一、七八六、七五〇」に、「九二一、四八五」を「九七五、一四二」に、「六五六、三四九」を「七一八、六五〇」に、「三九四、二七一」を「四三一、六九五」に、「六四五、三一〇」を「七〇九、三七六」に、「三八七、六四五」を「四二六、一二四」に改める。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

#### 理由

最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について國が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

#### 議案の目的及び要旨

本案は、国会議員の選挙等の執行について、國が負担する経費で地方公共団体に交付するもの

の現行の基準が実情に即さないものとなつたので、所要の改定を加えようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である

超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即す

よう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引

き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

3 ポスター掲示場の経費の額について、候補者数が十三人以上の場合において、所要の額の加算を行うものとすること。

### 二 議案の可決理由

本案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を実情に即するようにするもので妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成元年度一般会計予算に約三十二億二百万円が計上されている。

右報告する。

平成元年五月二十四日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長  
衆議院議長 原 健三郎殿

中山 利生